

令和7年度 こども家庭庁委託事業

**国と地方公共団体におけるこども・若者の相談救済機関の
取組促進にかかる調査研究業務一式 報告書**

令和8年3月

目次

第1章 本調査研究の概要	1
1. 背景・目的	1
2. 実施内容	1
第2章 諸外国調査	3
1. 調査概要	3
2. 調査結果（オーストラリア）	4
3. 調査結果（ノルウェー）	11
4. 調査結果（韓国）	15
第3章 国内調査	22
1. 調査概要	22
2. 公表情報等の整理結果（条例）	24
3. 公表情報等の整理結果（報告書）	26
4. ヒアリング調査結果	72
第4章 調査結果のとりまとめ	100
1. 諸外国調査について	100
2. 国内調査について	103
3. 今後の展望	105

第1章 本調査研究の概要

1. 背景・目的

(1) 背景

こどもの権利が侵害された場合の救済機関について、こども大綱では、「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」としている。諸外国では、国単位でこどもの権利擁護に関わる機関として、「こどもコミッショナー」「こどもオンブズパーソン」などと呼ばれる機関を設置している事例がある。

これらを受け、令和6年度には「こども・若者権利影響評価及び相談救済機関にかかる調査研究」が実施され、諸外国におけるこどもオンブズパーソン等の設置状況を概況的に把握し、また、国内の地方公共団体レベルの相談救済機関について、設置状況の把握および好事例の収集を実施した。今年度は、令和8年度以降に本格化するこどもの権利擁護体制の構築に向けて、令和6年度調査の結果に追加して収集すべき情報を集中的に収集し、整理・分析することが求められる。

(2) 目的

上述した背景を踏まえ、下記2点を目的として、本調査研究事業を実施した。

- ・ 諸外国3か国程度を対象として、「国レベルと地方公共団体レベルのこどもオンブズパーソン等が連携している事例」「具体的な相談救済事例」を把握する。
- ・ すでに相談救済機関を設置している地方公共団体を対象として調査を行い、実態を把握する。

2. 実施内容

本事業では、以下の調査等を実施した。

(1) 諸外国調査

令和6年度に実施した調査研究では、諸外国におけるこどもコミッショナー（こどもオンブズパーソン）の制度を概況的に調査することを目的とし、設置形態が異なる3か国（ノル

ウェー、イングランド、オーストラリア）を対象として調査を行った。

- ・ ノルウェー：国レベルに1つの機関を設置した単層型（個別ケースに関する調査機能を有していない）
- ・ イングランド：国レベルに1つの機関を設置した単層型（条件付きで個別ケースに関する調査機能を有する）
- ・ オーストラリア：国レベルと州レベルの2層型で機関を設置している

上記の結果を踏まえ、本年度調査では、特に国レベルと地方公共団体レベルのこどもオンブズパーソン等の連携に着目し、深掘り調査を行うことを目的とし、オーストラリア及びノルウェーを調査対象国とした。

また、韓国については、有識者より情報提供を受け、地域レベルでの相談救済機関の設置状況が日本と類似していること（個別救済を中心に活動している箇所が多く、地域単位での設置を義務付ける根拠法はないため設置している地域は一部にとどまる等）を踏まえ、追加的な調査対象として選定を行った。

（２）国内調査

相談救済機関の運用状況について全国の実態を把握するための情報収集を行った。具体的には、こどもの権利に関する条例のうち、相談救済機関の位置づけや機能について記載されている条文を特定し、記載内容別に類型化して示した。また、相談救済機関設置自治体が出している事業報告書において、相談救済機関が有する各種機能を行行使する仕組みや相談救済機関での取組実施実績に係る情報を示した。さらに、相談救済機関に対してヒアリング調査を実施し、相談救済機関の設置プロセスや運用にあたっての課題・工夫に焦点化した情報収集を行った。

第2章 諸外国調査

1. 調査概要

(1) 目的

諸外国3か国を対象として、各国で国レベルと地方公共団体レベルの権利擁護機関の役割分担や連携の状況を把握した。

(2) 調査対象

オーストラリア、ノルウェー、韓国の3か国を対象とした。

(3) 調査方法

文献調査を行い、諸外国の関係機関ホームページ上の公表情報等から必要な情報の収集を行った。

ヒアリング調査では、各国のこどもオンブズパーソン等に対して、オンラインによるヒアリング調査を行った。ヒアリング対応者・調査実施日は以下のとおり。

図表 1 海外ヒアリング調査実施状況

国名	ヒアリング対応者	実施日
オーストラリア	Isabelle Crompton Interim Commissioner for Children and Young People (タスマニア州)	令和8年2月4日
韓国	キム・ヒョンウク氏(京畿人権センター センター長) ※調査アポイント取得・翻訳にあたっては、平成国際大学 スポーツ健康学部の安ウンギョン氏の協力を得た。	令和8年3月23日 ※書面回答

2. 調査結果（オーストラリア）

（１）基本（政府構造）

オーストラリアの政府構造は、連邦、州（特別地域を含む）及び地方自治体からなる三層制である。日本の都道府県と比較して、州は幅広い権限を有している。各層政府の権限は以下のとおり¹。

専属的権限	共管的権限	その他の権限	地方自治体
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州が行使し得る権限	専属的権限・共管的権限以外の権限（州のみが行使しうる権限）	各州がそれぞれの地方自治体により地方自治体に付与した権限
（例） 硬貨製造 等	（例） 社会福祉 年金 郵便制度 等	（例） 警察・消防 公立学校 公立病院 等	（例） 地方道整備 山火事対策 公衆衛生 児童保育 等

（２）こどもの権利に関する国内機関の全体像

ア 国レベルでの関係機関

オーストラリアでは、連邦レベルの人権機関「オーストラリア人権委員会」が組織されており、2013 年、同委員会にはじめて、連邦単位でのこどもコミッショナーが設置された。オーストラリア人権委員会は、個別の申立てに対応する部門を有しており、こどもコミッショナーは ENOC が規定する「こどもコミッショナー等の主たる機能」のうち、申立てへの対応以外の 3 機能（こどもの権利の促進、監視及び権利擁護、こども参加の奨励）を担っている。

イ 地方レベルでの関係機関

オーストラリアは各州でこどもコミッショナーを設置している。こどもコミッショナー制度の根拠法を州ごとに制定し、各州特色あるこどもコミッショナー制度の運営を行っている。

¹ <https://www.jlgc.org.au/wp-content/uploads/2025/03/f212571c19616f67e57a9eec3f330687.pdf>

こどもコミッショナーの所掌業務の範囲は州ごとに異なる。こどもに関する個別の申立てを所掌するケースもあれば、こどもコミッショナー事務局は個別の申立てへの対応は行わず、オンブズマン事務局がこどもを含めたすべての住民の申立てに対応することとしているケースもある。

(3) こどもの権利に関する国の機関

ア こどもコミッショナー

オーストラリア人権委員会には 2013 年以降、こどもコミッショナーが配置されている。こどもコミッショナーの権能はオーストラリア人権委員会法に定められている。当該機関の詳細については令和 6 年度事業を参照されたい。

イ オーストラリア人権委員会

オーストラリア人権委員会は、個別の申立てに対応する部門を有している。2023-2024 年度では、オーストラリア人権委員会全体で、14,385 件の問合せ、及び 2,708 件の申立てを受理している。オーストラリアにはこどもの権利に特化した法律を制定していないため、こどもの権利に関する申立ては、「オーストラリア人権委員会法」に基づく申立てとして受理されている²。

(4) こどもの権利に関係する地方の機関

オーストラリアでは、州ごとにこどもコミッショナーの所掌業務の範囲が異なる。本節ではタスマニア州を例として、こどもコミッショナーとオンブズマン事務局がこどもの権利保障のためにどのような役割を果たしているか整理する。

ア こどもコミッショナー

タスマニアはオーストラリア国内で、最も早くこどもコミッショナーを設置した州のひとつである。

また、2025 年 12 月 10 日、こども・若者委員会法（Commission for Children and Young People Bill）がタスマニア州議会で可決され、こどもコミッショナーを長とした機関が設置されることとなった。タスマニア州コミッショナーへのヒアリングによれば、その経緯は以下の通り。

現行法制下における CCYP の役割は、主にシステムレベルの変革を促す「インフルエンサー(influencer)」に限定されてきた。法律により個別事案の調査は明確に禁じられており、

² 2024 年度報告書より抜粋

個々のこどもの状況を深く掘り下げて介入することには障壁が存在した。この制度的限界を乗り越えるため、政府は法改正に向けた検討を開始した。その過程で重視されたのが、当事者であるこどもや若者からの意見聴取である。ヒアリングによれば、彼らは「自分たちのために戦ってくれる独立した擁護者（independent advocate）、自分たちの味方になってくれる誰か（someone in their corner who can fight for them）」の存在を明確に求めた。この当事者の声が、個別支援機能を強化するという法改正の方向性を決定づける重要な動機となった。

法改正は、CCYP オフィスと他の規制機関を統合し、より強力な権限を持つ新たな「Commission for Children and Young People」を設立するものである。その主な変更点は以下の通りである³。

1. 個別アドボカシー権限の拡大: これまで少年司法拘禁施設にいるこども等、ごく一部に限定されていた個別アドボカシーの対象が、原則として「あらゆるこども（any child）」に拡大される。これにより、特定のリスク下でないこどもであっても、必要に応じて独立した擁護者の支援を受けられる道が開かれる。
2. 限定的な調査権限の付与: 現行制度の大きな制約であった調査権限の不在が解消され、こどもやその家族に「実際に何が起きているかを理解するための、限定的な調査（some light investigation）」を行う権限が与えられる。これにより、アドボカシー活動の根拠が強化され、より実効性の高い介入が可能となることが期待される。
3. 支援対象年齢の拡大: 原則 18 歳未満という対象年齢の枠組みに加え、特に脆弱な立場に置かれやすい若者への支援の継続性が図られる。具体的には、少年司法制度や里親制度（care systems）を経験した若者については、21 歳手前まで Commission による支援の対象となる。これは、18 歳になっても依然として多くの支援を必要とするという若者自身の声が反映されたものであり、近年の日本における 18 歳成人問題とそれに伴う若者支援の議論とも軌を一にするものである。

なお、機関の権限が強化される一方で、新制度はリソースという現実的な課題に直面する。タスマニア州の約 11 万 4,000 人のこども全てに個別アドボカシーを提供することは不可能であり、新 Commission は「最もリスクが高く、最もニーズが大きいのはどこか（where greatest risk and greatest need lies）」というアセスメントに基づき、限られた資源を戦略的に配分する必要がある。

また、新 Commission は複数のコミッショナーと規制機関の担当者によって構成されるため、組織内で役割の重複を避け、互いに効果的に連携できるかが、その成否を分ける鍵となる。新法には、この連携を促すための規定が盛り込まれているが、その実効的な運用が今後の課題となる。

³ タスマニア州こどもコミッショナーへのヒアリング結果（令和 8 年 2 月 4 日）より

① 法的な位置づけ

こどもコミッショナー設置開始当初は、1997 年 こども・若者・家族法 (the Children, Young Persons and Their Families Act 1997) 内にその役割が記載されていた。その後、2016 年 こども・若者コミッショナー法 (Commissioner for Children and Young People Act 2016) が制定された。本法はタスマニア州こどもコミッショナーに関することのみを定めている⁴。

② 機能・職能

2016 年 こども・若者コミッショナー法では、こどもコミッショナーの基本的な機能を 7 つに定めている⁵。

- 1) タスマニア州のこども・若者の代弁者としての役割
- 2) 1997 年 青少年司法法の下で拘束されている若者の代弁者としての役割
- 3) こども及び若者に関連する分野における政策の策定について調査し、及び影響を及ぼす役割
- 4) こどもと若者の福祉を促進し、監視し、見直す役割
- 5) こどもと若者が意思決定に参加し、彼らの生活に影響を及ぼす問題について意見を表明することを促進し、権限を与える役割
- 6) タスマニア州がこどもと若者に関する国内的・国際的義務を果たすよう支援する役割
- 7) こどもや若者が彼らに影響を及ぼす問題に参加することを支援するために、こどもに優しい仕組みを確立するよう組織に奨励する役割

③ 任用

タスマニア州で初めてこどもコミッショナーが任用されたのは 2000 年 10 月である。2025 年現在、こどもコミッショナーに就任しているのは Isabelle Crompton 氏 (第 10 代こどもコミッショナー) である。

タスマニア州の子どもコミッショナーは、タスマニア州法 (Commissioner for Children and Young People Act 2016) に基づく独立した法定職であり、タスマニア州総督により任命されるものとなっている。任用に当たっては従来、能力・経験・独立性を重視した選考を行ってきたが、令和 7 年にコミッショナー制度を改変した際、新制度では、16～21 歳の若者が「若者選考パネル」となり、コミッショナー選考に携わる仕組みが導入された⁶。

⁴ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2016-002>

⁵ Annual Report より引用

⁶ <https://www.premier.tas.gov.au/latest-news/2026/february/establishing-the-youth-selection-panel-for-the-new-commission-for-children-and-young-people>

④ 予算

年間の予算は 200 万オーストラリアドル（2 億円程度）である。

⑤ 活動の概況

タスマニア州こどもコミッショナーは、戦略上優先的に行う取組内容として、「アボリジニの文化認識（の向上）」「エンゲージメントとコミュニケーション」「モニタリング」「アドボカシー、調査と助言」の 4 つを挙げており、Annual Report で、各取組内容に関連した主要な実施事項をとりまとめている。

イ オンブズマン事務局

オンブズマン事務局自体はこどもの権利擁護に特化した機関ではないものの、機関の戦略の中に「刑務所および少年司法制度に対する外部監督を行うこと」が明記されているなど、こども（特に少年司法制度下にあるこども）の権利擁護に向けた取組をも行っている。Annual Report 内では、具体的な取組として、「Ashley Youth Detention Centre (AYDC) への訪問回数増加と、拘禁中の若者からの申立ての受付・対応（武力行使・長時間の居室拘禁・成人施設での拘禁など）」、「AYDC Oversight Network の設置による、AYDC におけるこども・若者の安全と福祉の確保に向けた複数監督機関の協働」、「Custodial Inspector / NPM による youth detention centre への制度的・予防的監督」「情報公開・情報アクセスの観点から、child sexual abuse（制度的環境でのこどもへの性的虐待）に関する調査委員会勧告の完全実施を政府に要請」などの取組を行っていた。

Annual Report 内では、同機関が法令（オンブズマン法）に基づき対応した申立て件数の統計情報も掲載されている。それによれば、教育・こども・若者省に対する申立て件数は令和 6 年～令和 7 年度に 63 件受理、68 件処理完了となっている（令和 5 年～令和 6 年度は 82 件受理、92 件処理完了）。受理された申立ての結果分類は、不受理・他機関紹介が 19 件、一部または全部認容が 34 件であった。

（５）こどもの権利に関係する国・地方の機関の連携状況

オーストラリアでは、多様な機関が、独立性を保ちつつも、効果的な連携関係を構築している。タスマニア州こどもコミッショナーからのヒアリングをもとに、各機関の連携状況をとりまとめている。

ア 州内のこどもコミッショナー・オンブズマンの連携

両機関の連携は、それぞれの役割を補完し合い、権利擁護の実効性を高める上で極めて重要である。

こどもコミッショナーは、支援を求めてきたこどもや家族が個別調査を必要とする場合、オンブズマンへつなぐ役割を果たす。一方で、オンブズマンが調査した個別事案は、システム全体の欠陥を示唆する貴重な情報源となる。こどもコミッショナーはこれらの情報を活用し、より広範な政策提言へとつなげていく。両機関は定期的に会合を持ち、互いの活動から得られたシステムレベルの懸念事項について情報を交換している。

この連携の有効性を示す好例として、ヒアリングでは少年司法拘禁施設におけるこどもの「ストリップサーチ（裸にしての身体検査）」問題が挙げられた。この事例は、個別調査を行うオンブズマンと、システム変革を促すこどもコミッショナーが、それぞれの専門性を持ち寄り連携することで、単独では成し得なかったであろう具体的な法改正という大きな成果を生み出したことを明確に示している。

もともと、オンブズマンが先行して、女性収容者に対するストリップサーチに関する調査を実施していた。その後、こどもコミッショナーに、こどものストリップサーチに関する問題が提起された際、オンブズマンの先行調査が非常に有用な参考情報となった。こどもコミッショナーは、これを基に独自の調査を進め、「児童の権利条約に違反する非人道的な慣行である」として、政府に対して中止を求める強い提言を行った。結果として政府はこの提言を受け入れ、法律を改正。現在では、極めて限定的な状況以外でのこどものストリップサーチは禁止されるに至った。

イ 州レベルと連邦レベルの連携

連邦レベルコミッショナーの役割は、国全体に共通する課題（貧困、教育、環境など）に焦点を当て、連邦政府レベルでのアドボカシーを行うことにある。また、国連児童の権利委員会への報告など、国際社会に対するオーストラリアの顔としての重要な役割も担う。一方、州コミッショナーの役割は、各州・準州内の固有の課題に対応することに特化している。

この二層構造の連携は、「うまく機能しているときは、本当に素晴らしい働き方だ」と評価されており、以下のような利点がある。

① 課題のスケールアップ

州レベルの機関は、国内コミッショナーと連携することで、地域の課題を国政の場へと引き上げ、全国的な注目を集めることができる。

② 効率的な調査

国内コミッショナーが全国規模の調査を行う際、各州のコミッショナーは、州内のこどもたちへのヒアリングを調整したり、地域の実情に関するデータや情報を提供したりすることで協力する。これにより、国内コミッショナーは各地域の状況を的確に把握できる。

③ 共同での政策提言

各州・準州のコミッショナー等は、「ANZCCG (Australia and New Zealand Children's Commissioners and Guardians)」というネットワークを形成し、定期的に会合を開いている。このプラットフォームを通じて、国内コミッショナーと共同で声明を発表したり、連邦政府に対して統一した提言を行ったりしている。

ウ 連携における課題と留意点

一方で、この連携を効果的に機能させるためには、いくつかの課題や留意点が存在する。

① ローカルな機微への配慮

州レベルの機関は、地域特有の政治的・社会的な状況を考慮し、慎重なタイミングやアプローチ（例：メディアへの情報公開の時期を調整する等）でアドボカシー活動を行っている場合がある。ヒアリングでは、連邦レベルの機関が特定の地域の問題に関与する際には、こうした「ニュアンス (nuance)」や「機微 (sensitivities)」を理解し、尊重することが極めて重要であると指摘されている。

② コミュニケーションの機会確保

互いの独立性を尊重しつつも、活動の重複を避け、相乗効果を最大化するためには、緊密なコミュニケーションが不可欠である。「協力的 (collegial)」な関係を維持し、互いの戦略を事前に共有することで、意図せずして相手の活動を妨げる事態を回避する必要がある。

エ その他連携機関

連邦全体でのコミッショナーの連携組織として、オーストラリア及びニュージーランドのこどもコミッショナー・後見人連合 (Australian and New Zealand Children's Commissioners and Guardians) が機能している。

3. 調査結果（ノルウェー）

（１）基本情報（政府構造）

ノルウェーは 15 の県（fylke）に分かれる。県はノルウェーにおいて第 1 級の地方行政区画であり、県の下には 431 の基礎自治体（kommune）がある。県の人口は最大で 70 万人程度（オスロ）、最小で 7 万人程度（フィンマルク県）である。

各県には代表者として、国王が評議会で指名する “Statsforvalteren”、及び、県議会が選出する “Fylkesordfører” と呼ばれる役職が設置されている。Statsforvalteren は中央政府と地方をつなぐ役割を有する。

（２）こどもの権利に関する国内機関の全体像

ノルウェーでは、「こどものためのオンブズパーソン法」（Lov om barneombud [barneombudsloven]）、及び、「こどものためのオンブズパーソンとアドバイザーパネルに関する施行規則」（Instruks for barneombudet）に、こどもオンブズパーソン（Barneombudet）の制度について規定がなされている。同法上では、こどもオンブズパーソンの職務が規定されている。ENOC が規定する「こどもコミッショナー等の主たる機能」4 つのうち、申立てへの対応（Respond to complaints）の機能は有しておらず、他 3 機能（こどもの権利の促進、監視及び権利擁護、こども参加の奨励）を担っている。

ノルウェーでは、議会オンブズパーソン（Sivilombudet）が、国内全住民（こどもを含む）からの個別の申立てに対応している。なお、補完性の原則にのっとり、個別の申立てはまず、県知事相当機関（Statsforvalteren）に照会を行うことを推奨しており、照会の結果に不満がある場合、また、申立ての提出先が分からない場合には、議会オンブズパーソンに連絡することとなっている⁷。

（３）こどもの権利に関する国の機関

ア こどもオンブズパーソン

ノルウェーにはこどもオンブズパーソン（Barneombudet）の事務局があり、こどもの権利擁護機関として活動している。詳細は令和 6 年度報告書を参照されたい。

⁷ <https://www.sivilombudet.no/en/information-for-children-and-young-people/>

イ 議会オンブズパーソン

議会オンブズパーソン（Sivilombudet）は、行政との対応時に個人の権利を保証することを目的に設置された。「個人から受けた申立てに基づき、行政を監督すること」「自由のはく奪に関連する拷問及び非人道的な取扱いを防止すること」を主目的として活動を行っている⁸。

議会オンブズパーソンのホームページには、「こども・若者向けの情報」に関する特設ページが設けられている。本ページでは、議会オンブズパーソンがこども・若者からの個別の申立てに対応する方針について、以下のとおり取りまとめられている。

図表 2 議会オンブズパーソンが取り扱う個別の申立ての範囲⁹

項目	例
対象となる申立ての例	✓ 児童福祉サービスについて ✓ 児童福祉施設での生活について ✓ 公務員から強要を受けたことについて ✓ 医療サービスの提供状況について ✓ 守秘義務違反について ✓ 受けている教育の状況について
対象外となる申立ての例	✓ お小遣い、スクリーンタイムについて ✓ 友達について ✓ お店について ✓ 裁判所について

なお、議会オンブズパーソンに個別の申立てを行った場合であっても、申立者は、自身の事案について調査を行ってもらい権利を有しているわけではない。議会オンブズパーソンは、申立てがあった各事案について、調査を行うかどうか、また、行う場合は調査方法について、決定する権限を有している¹⁰。

（４）こどもの権利に関係する地方の機関、各機関の連携状況

議会オンブズパーソン（Sivilombudet）はこどもが申立てを出すにあたり、一時受付を行うのは県知事相当機関（Statsforvalteren）であるとしている。

県知事相当機関の役割は、自治体サービスが適切に提供され、住民が権利を十分に享受で

⁸ <https://www.sivilombudet.no/en/about-us/>

⁹ <https://www.sivilombudet.no/en/information-for-children-and-young-people/>

¹⁰ ノルウェーこどもオンブズパーソン事務局へのメール照会結果より

きているか、監督することにある¹¹。その一環として、こどもを含めた住民からの申立て受付を担っている。特に、児童福祉サービスに関する申立て、及び、学校における心理社会的環境への申立てについては、県知事相当機関など関係する機関が果たすべき役割が定められている。

ア 児童福祉サービスに関する申立て

バルネヴェルン法 (barnevernsloven) では、7歳以上のこども（または7歳より年齢が幼い場合であっても自分の意見を形成できるこども）は、自分に関する決定にあたっては事前に十分な情報を受けて、意見を述べるべきことができなければならないこと、また、こどもの意見は年齢と成熟度に応じて適切に重視されることが義務付けられており、知る権利、及び意見表明権が法的に担保されている¹²。

その上で、15歳以上で理解能力のあるこどもは、法的な当事者として扱われ、Barnevernet（ノルウェーの児童福祉サービス）の正式な決定に対する不服申し立て権を有している。15歳未満のこどもには当事者としての不服申し立て権は認められていない¹³が、児童福祉サービスに関わるこどもの状況について心配なことがある場合、だれでも自由に県知事相当機関に対して申立てを行うことができる。これは在宅措置を受けているこどもと、施設入所措置・里親委託を受けているこどもの両方が対象となる¹⁴。

イ 学校の心理社会的環境に関する申立て

生徒やその保護者が、学校の心理社会的環境に問題があるとした場合、まずは校長に報告する必要がある。校長はすぐに調査を行い、改善措置の計画（書面）を作成せねばならない¹⁵。

学校への報告から1週間が経過しても、生徒に安全で良好な学習環境を提供するために十分な対応をしていないと感じた場合、管轄の県知事相当機関に報告することができる。これはしばしば執行制度と呼ばれ、教育法第12-6条で規定されている。県知事相当機関は、学校が適切な措置で状況を改善する義務を果たしているか、および措置を記載した書面による計画を作成する義務を遂行しているかを判断しなければならない。県知事相当機関の決定に納得がいかない場合は、国の教育局 (Utdanningsdirektoratet) に不服申し立てを行

¹¹ <https://inte.statsforvalteren.no/nn/portal/Skjult-side-Klageknapp/klage-til-statsforvalteren/>

¹² <https://www.regjeringen.no/no/tema/familie-og-barn/barnevern/barns-rettigheter-under-saksbehandlingen/id2519669/>

¹³ 同上

¹⁴ <https://www.statsforvalteren.no/portal/barn-og-foreldre/barn-og-unges-rett-til-a-klage-pa-barnevernet/>

¹⁵ <https://www.statsforvalteren.no/portal/barnehage-og-opplaring/retten-til-et-trygt-og-godt-skolemiljo/>

うことができる¹⁶。

¹⁶ https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2023-06-09-30/KAPITTEL_4-3#KAPITTEL_4-3

4. 調査結果（韓国）

（１）基本情報（政府構造）

韓国の地方自治体は、広域自治体（17 団体）と基礎自治体（市、郡、区。226 団体）の 2 階層構造となっている。

（２）こどもの権利に関する国内機関の全体像

現在の韓国におけるこどもの権利保護および救済体系は、以下の 3 つの経路（3-Track）で運用されていると整理できる¹⁷。

1. 国家人権委員会：国家レベルの独立したこどもの権利擁護および調査を実施。
2. 一般行政（自治体）：自治体の人権条例に基づき、地域人権保護官（人権センター）を通じて権利を擁護。
3. 教育行政（市・道教育庁）：児童生徒人権条例に基づき、児童生徒人権擁護官を通じて学校内の権利を擁護。

加えて、一部の自治体においては、こどもオンブズパーソンを設置している。

（３）こどもの権利に関する国の機関

こどもの権利小委員会の概要は、以下のとおり。

ア 根拠規定

「国家人権委員会法」（2001 年制定）第 11 条・第 12 条にて、「常設または臨時の専門委員会を置くことができる」と規定されている¹⁸。

イ 機能

児童の権利委員会の第 5 ～ 6 回統括所見では、韓国が設置している国家人権委員会及びこどもの権利小委員会に関して、以下の勧告がなされている¹⁹。（パラグラフ 12）

- ・ こどもの権利小委員会の独立性を保障するためのものを含め、児童の権利委員会の法的地位を確立すること
- ・ 申立てを受理し調査する委員会の権限を強化すること

¹⁷ ヒアリング結果より

¹⁸ <https://www.humanrights.go.kr/eng/contents/view?contentsNo=137&menuLevel=3&menuNo=132>

¹⁹ <https://docs.un.org/en/CRC/C/KOR/CO/5-6>

- ・ 国家人権委員会の当局への認知度を向上させること
- ・ 政策提言の実施を調整・監視する国家人権委員会の能力を強化すること
- ・ 国家人権委員会に十分な資源を提供すること

ウ 主な活動実績

韓国の国家人権委員会の英語 HP 上にはプレスリリースが一覧化されており、そのうち、こどもについて触れられているものは 227 件確認された。直近で発出された、こどもの権利小委員会の活動概要は、以下のとおり。

- ・ 公共図書館における性教育とジェンダー平等に関する本の閲覧制限は、こどもの知る権利の侵害にあたるとする声明を発表した。(2025 年 9 月 9 日)
 - 本件は、「地方公共図書館は、一般からの申立てを理由に、性教育やジェンダー平等に関する書籍を隔離し、親の同意なしに未成年者が閲覧することを制限し、またリクエストされたタイトルの書籍の購入を遅らせている」との申立てを受けたものである。
 - 上記申立てを受けて、国家人権委員会が調査を行った結果、一部の宗教団体や親団体は、「早まった性化」や「性的少数者の擁護」を助長するとして、これらの書籍の回収を繰り返し要求していた。一部の公共図書館は、開いている棚からそれらの本を撤去し、親の承認を得た場合にのみ未成年者が利用できる制限付きのセクションにそれらを置くことで対応した。しかし、出版倫理委員会は、2023 年 11 月から 2024 年 7 月の間にそのような 148 のタイトルを審査し、適用される法律の下で有害な出版物に該当するものはないと判断した。
 - 上記の調査結果を受けて、こどもの権利小委員会は、「図書館法は国と地方自治体に市民の知識と情報へのアクセスを保障することを義務付けており、青少年保護法と出版産業振興法は出版倫理委員会だけに有害出版物を指定する権限を与えている。したがって、指定されていない本の閲覧を制限するという公共図書館の決定は法的根拠に欠け、こどもの知る権利の侵害となる」と結論付けた。

また、国家人権委員会は年次レポートを出しており²⁰、この中にはこどもの権利保障のための活動に係る統計も掲載されている。

²⁰ https://www.humanrights.go.kr/download/BASIC_ATTACH?storageNo=10008299

（４）こどもの権利に係る地方の機関

ヒアリング調査の結果をもとに、こどもの権利に係る地方の機関の状況について概説する。

ア 地方の機関の概況

一般行政の場合、2012年の国家人権委員会による勧告を受け、現在17の広域自治体のうち11箇所（ソウル、京畿、仁川など）が独立した人権救済機関を設置・運営している。しかし、自治体の人権センターに寄せられるこども関連の事案は極めて少なく、大半の事案は国家人権委員会や児童虐待専門機関等に申請されている。学校内の事案については、主に児童生徒人権擁護官が担当している。

イ 地方の機関が抱える課題

現状、地域（自治体）内での権利救済および相談対応の専門性向上や体制構築を目指すにあたり、自治体の現場職員が直面している課題は、以下のとおりである。

- ・ 一般行政：こどもの権利に関する専門部署が不在であるケースが多く見られる。また、児童虐待防止機関や障害者権利擁護機関などの関連機関が細分化されており、事案発生時の統合的な調整や対応に限界がある。
- ・ 教育行政：教師の指導権に対する生徒や保護者の理解不足や、保護者の過度な介入による葛藤の調整に困難が生じている。

ウ 国の機関が講じている対応策

こうした課題について、国家人権委員会が講じている対応策は以下のとおり。

- ・ 自治体と国家人権委員会が、個別の調査事案を原則として共有することはない。ただし、調査の結果、是正勧告が決定した場合には、自治体に対して勧告を行い、履行措置を要求する。
- ・ 人権教育企画課・運営課を通じて、映像資料や刊行物、研修プログラムを提供している。特に2026年には「国家人権教育院（京畿道龍仁市）」を開設し、現場スタッフ（教師、社会福祉士等）向けのこどもの権利教育を強化する予定である。
- ・ 人権教育講師の養成課程を通じて地域の専門家を輩出し、サイバー人権教育資料の蓄積・配布を行っている。

(5) 地方自治体単位でのこどもオンブズパーソン制度の導入状況について (参考)

韓国では国連児童の権利条約を批准し、自治体レベルで「児童フレンドリーシティ」政策を進めている。その10原則のひとつである「こどものための独立した代弁者」として、一部の自治体が「こどもオンブズパーソン制度」を導入することとした。2020年時点では児童フレンドリーシティとして認証された45自治体のうち23自治体が、条例にこどもオンブズパーソン関連の条文を含めている。オンブズパーソンの定義は自治体ごとの違いが少なく、「こどもの権利の保護・増進と救済、及び、こどものための独立した代弁者」として位置付けている点が共通している。多くの自治体では、役割として「こどもの権利保護・増進」「権利侵害に関する相談・調査・救済」「自治体政策や行政運営への意見・政策提言」などを行っているが、一部自治体ではさらに付加的な役割を与えている。(例：こども権利影響評価や人権指数などのモニタリング、侵害事案についての調査結果を首長に報告して是正を促す仕組みを運用する等)。オンブズパーソンは原則、非常勤・委嘱職で会議出席や活動に対する活動手当の支給も行われることとされていることが多い²¹。

ア 事例1 (ソウル市西大門区)

ソウル市西大門区には児童権利オンブズパーソン (아동권리 옴부즈퍼슨) がある。²²

児童権利オンブズパーソンは、こどもたちの苦勞に耳を傾け、その困難を調査し、こどもの権利を積極的に擁護し、こどもたちの最善の利益が最優先されるよう努める独立した擁護者とされており、公務員5名と外部専門家グループにより構成される。

児童権利オンブズパーソンは、こどもの権利侵害を監視し、こどもの権利に適合する環境を作るために法律、政策、システム、サービスの改善に関する提言を行う。主な実施内容は以下の通り。

- ・ 児童権利相談デスクの運営
- ・ こどもの人権侵害の調査および救済支援
- ・ こどもの権利侵害の事例を特定し監視すること
- ・ ネットワークを通じてこどもや関係者の声に耳を傾けること
- ・ こどもの権利に基づく関連政策、システム、法律、サービスの改善に関する提案

児童の権利オンブズパーソンは、以下の順序で機能している。

01 こどもの権利モニタリングの実施

- 児童権利侵害 相談・通報窓口

²¹ <https://doi.org/10.35881/HLER.2020.13.3.3>

²² <https://www.sdm.go.kr/participate/childcityal/childRights.do>

- 児童権利 実態調査
- こどもおよび関係者 意見聴取 等

02 こどもの権利モニタリング結果に基づく改善案の発掘

- 児童権利侵害事例の検討意見
- 提言報告書の作成

03 関係部署への意見照会

- 侵害事例検討意見に対する関係部署の意見照会

04 こどもの権利モニタリング結果の報告

- 区長への結果報告
- 関係部署の履行状況モニタリング

イ 事例2（ソウル市東大門区）

ソウル市東大門区には児童権利オンブズパーソン（아동권리 옴부즈퍼슨）がある。²³

オンブズパーソンとは、こどもの権利を向上させるために、独立した地位を持ち、こどもの立場を擁護できる代弁者であるとされている。オンブズパーソンの役割は以下のとおり。

- ・ こどもの権利侵害の事例を発見し、監視し、調査すること
- ・ 政策提言および是正提言
- ・ こどもの権利を保障できる制度改善のための提案

東大門区オンブズパーソンは、2019年8月24日に委嘱された（任期：2019年8月24日～2021年8月23日）。構成員はマ・フン弁護士（チョンユル法律事務所）（마훈 변호사(법무법인 정률)）、シン・ジウン（青少年相談福祉センター長）（신지은(청소년상담복지센터장)）、チャ・ヨンギ（グリーンアンブレラこども財団ソウル擁護センター所長）차용기(초록우산어린이재단 서울옹호센터 소장)。申立て方法として東大門区児童青少年課（02-2127-4243 / kyjee@ddm.go.kr）への連絡先が公開されている。

ウ 事例3（ソウル市松坡区）

ソウル市松坡区には児童権利オンブズパーソン（아동권리 옴부즈퍼슨）がある。²⁴

児童権利オンブズパーソンとは、こどもの権利を保護したり救済したりする役割を担う代理人であるとされている。運用内容は以下のとおり。

²³ <https://www.ddm.go.kr/cfc/contents.do?key=1595>

²⁴ <https://www.songpa.go.kr/www/contents.do?key=3039>

- ・ 国連児童の権利条約の分野別履行状況のモニタリング
- ・ こどもの権利侵害事例のモニタリングおよび調査・救済、是正要求
- ・ こどもの権利向上のための政策提言および制度改善の要請
- ・ 法令や制度などにおけるこどもの権利侵害要因の事前除去

運営プロセスは以下の(1)から(5)のとおり。

- (1) オンブズパーソン：こどもの権利侵害事例のモニタリング
- (2) オンブズパーソン：こどもの権利侵害事例に対する改善提案
- (3) 関連部署：改善提案事項の内部検討および確認
- (4) 関連部署：検討および会議を通じた最終的な改善策の導出及び政策への反映
- (5) オンブズパーソン：改善策に対する実行力確保のモニタリングおよび督促

自治体のホームページでは、相談時の注意事項として、「こどもの権利侵害に関する相談のみ可能であること」「児童虐待の通報については、救済の迅速性を考慮して児童保護チームに問合せること」「相談に当たっては、個人情報収集・利用同意書をあわせて提出すること」「相談申請者本人が 14 歳未満のこどもの場合は、保護者の同意書が必要となること」などを記載していた。申請方法は、申請書様式をダウンロードして記入後、メール（2011030453@songpa.go.kr）で送信、オンブズパーソン掲示板への投稿（ソンパ区オリンピック路 326、9 階 児童青少年課）としていた。

エ 事例 4（ソウル市広津区）

ソウル市広津区にはオンブズパーソン（옴부즈퍼슨(아동권리대변인)）がある²⁵。ユニセフのこどもにやさしいまち 10 の基本原則に照らして、こどもの人権がきちんと守られているかをモニタリングし、こどもの立場から擁護できる視点と能力を備えた独立した人権機関を設置し、その役割と権限を与える必要があるとしている。その一環として、こどもの権利の代弁者 オンブズパーソン（아동권리 대변인 옴부즈퍼슨）を設置した。

これはこどもの権利を保護したり救済したりする機能を担う代理人である。こどもの権利の代弁者として、以下の役割を担う。

- ・ こどもの代弁者として申立てを受け付け、中立的な立場から調査・是正勧告を行う。
- ・ 区行政全般におけるこどもの権利侵害事例の発見およびモニタリングを行う。
- ・ こどもの権利に基づき、関連政策および制度改善の方策を提示する。
- ・ こどもの権利に対する認識向上のための教育・広報等を行う。

こどもの権利代弁人の要件として、「独立性の確保、こどもの声を聞き代弁できる能力、こどもが容易にアクセスできること、こどもに専ら集中すること、法的権限の付与」等が挙げ

²⁵ <https://gwangjin.go.kr/portal/main/contents.do?menuNo=201197>

げられる 26。

（６）こどもの権利に関係する国・地方の機関の連携状況

ヒアリング調査結果をもとに、地方の機関が国とどのように連携しているのか、概況的にとりまとめる。

ア 個別事案における連携について

国家人権委員会と自治体は、基本的に共同調査を行わない。事案の深刻度に関わらず、最初に受理された機関で処理されるのが一般的である。ただし、社会的に大きな影響を与える事案については、国家人権委員会が職権調査を行うことがある。

自治体や教育庁の調査結果が不当であると判断される場合、当事者や保護者は国家人権委員会に別途陳情を提起できる。この場合、委員会が独立した調査手順に従って人権侵害の有無を判断し、是正勧告を行うことで、地域の判断を補完する役割を果たす。

イ 連携にあたっての課題と展望

現状、韓国ではこども基本法が未制定であり、また、関連法や担当官庁（保健福祉部、女性家族部、法務部、教育部など）が分散している。そのため、同一事案に対する省庁間の対応に差異が生じる可能性がある。また、自治体ごとの財政や条例の有無により、権利擁護の質に差が生じている点も課題である。例えば、未登録移住背景のこどもへの支援は、国家予算の補助がない状態で自治体が独自予算を組んで対応している事例がある。各省庁や自治体を宣する法的根拠については、児童の権利条約の理念を反映した法案も検討の俎上に挙がっており、今後の動向が着目される。

情報のアクセシビリティについては、地域間での格差はそれほどない。現在、韓国ではこども当事者による直接的な参加や、人権団体による活動が非常に活発に展開されている。このような民間主導の動力こそが、政府や自治体の制度改善を牽引する核心的な原動力になるものと期待される。

²⁶ 이재연(2006). 아동권리보호를 위한 아동옴부즈퍼슨 제도 연구, 아동권리연구 10(1),23-47

第3章 国内調査

1. 調査概要

(1) 目的

相談救済機関の運用状況について全国の実態を把握するための情報収集を行った。具体的には、こどもの権利に関する条例のうち、相談救済機関の位置づけや機能について記載されている条文を特定し、記載内容別に類型化して示した。また、相談救済機関設置自治体が出している事業報告書において、相談救済機関が有する各種機能を行わせる仕組みや相談救済機関での取組実施実績に係る情報を示した。さらに、相談救済機関に対してヒアリング調査を実施し、相談救済機関の設置プロセスや運用にあたっての課題・工夫に焦点化した情報収集を行った。

(2) 調査対象・調査方法

下記のとおり、3種類の調査を行った。

ア 公表情報等の整理（条例）

子どもの権利条約総合研究所がとりまとめている「子ども条例に基づく子どもの相談救済機関（公的第三者機関）」に掲載されている地方公共団体が策定しているこどもの権利に関する条例を悉皆で対象として、相談救済機関に関わる条文の内容の一覧化・内容類型別の整理を実施した。

イ 公表情報等の整理（報告書）

相談救済機関を設置している地方公共団体8箇所について、人口規模・設置年月に偏りがないよう選定し、各地方公共団体が公表している最新の事業報告書を確認・整理してとりまとめた。収集対象とした地方公共団体の一覧は以下のとおり。（人口規模は、令和7年度の住民基本台帳のデータをもとに記入している）

図表 3 事業報告書整理対象の地方公共団体

地方公共団体名	人口規模	条例施行年月
兵庫県川西市	152,914 人	1999 年 3 月
神奈川県川崎市	1,535,141 人	2002 年 4 月
埼玉県	7,374,294 人	2002 年 11 月
岐阜県多治見市	105,048 人	2004 年 1 月

地方公共団体名	人口規模	条例施行年月
福岡県志免町	46,379 人	2007 年 4 月
青森県青森市	263,512 人	2012 年 12 月
愛知県名古屋市	2,303,004 人	2019 年 9 月
東京都日野市	188,477 人	2024 年 4 月

ウ ヒアリング調査

相談救済機関を設置している地方公共団体 8 件に対してヒアリング調査を実施し、相談救済機関の設置プロセスや運用にあたっての課題・工夫に焦点化した情報収集を行った。

図表 4 ヒアリング対象の地方公共団体

地方公共団体名	人口規模	条例施行年月
東京都豊島区	294,644 人	2006 年 4 月
神奈川県相模原市	716,494 人	2015 年 4 月
新潟県新潟市	761,503 人	2022 年 4 月
東京都中野区	341,322 人	2022 年 4 月
静岡県富士市	246,491 人	2022 年 4 月
青森県むつ市	51,606 人	2024 年 4 月
滋賀県	1,405,246 人	2025 年 4 月
大阪府泉南市	58,145 人	2025 年

2. 公表情報等の整理結果（条例）

子どもの権利条約総合研究所が作成した、2025年4月時点での「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）一覧」に掲載されている57自治体の子ども条例の内容を体系的に整理した。

調査対象	中項目	小項目	件数
①調査・調整機能	1. 調査開始の契機	(1) 相談・申立てに基づく調査	48
	1. 調査開始の契機	(2) 機関自らの発意（職権）による調査	34
	2. 調査の方法	(1) 市の機関等への説明要求、資料閲覧・提出要求	16
	2. 調査の方法	(2) 市の機関以外の者への協力要請	18
	2. 調査の方法	(3) 実地調査	8
	2. 調査の方法	(4) 専門機関への調査・鑑定等の依頼	5
	3. 調査におけるこどもの関与	(1) こども又は保護者の同意を必要とする規定	14
	3. 調査におけるこどもの関与	(2) 同意が不要となる例外規定	14
	4. 調査の協力義務	(1) 市の機関の調査協力義務	13
	5. 調査の制限・対象外事項	(1) 裁判で係争中、または判決等が確定した事案	4
	5. 調査の制限・対象外事項	(2) 調査が相当でない、または適当でないと機関が判断した場合	7
	5. 調査の制限・対象外事項	(3) 議会の権限に属する事項	4
	5. 調査の制限・対象外事項	(4) その他（期間経過など）	8
	6. 調査の中止・結果通知	(1) 調査を中止・打ち切りが可能	9
	6. 調査の中止・結果通知	(2) 申立人等に対し、調査結果等を通知	11
②勧告・意見表明・制度改善機能	1. 是正を求める機能	(1) 市の機関に関する「勧告」	31
	1. 是正を求める機能	(2) 市の機関以外の者に対する「要請」	33
	2. 制度改善を求める機能（意見表明）	(1) 制度改善を求める機能（意見表明）	27
	3. 勧告等への対応	(1) 勧告等に対する尊重義務・対応義務	19

調査対象	中項目	小項目	件数
	3. 勧告等への対応	(2)措置状況の報告義務	21
	3. 勧告等への対応	(3)市の機関以外の者に対する尊重・対応努力義務	12
	4. 公表機能	(1)勧告・意見表明・要請の内容の公表	28
	4. 公表機能	(2)措置状況の報告内容の公表	22
	5. 活動報告・提言機能	(1)活動報告・提言機能	11
	6. 再調査・再勧告機能	(1)再調査・再勧告	1
③広報・周知・啓発機能	1. 行政の責務としての普及啓発	条例やこどもの権利に関する全般的な広報・普及啓発	43
	1. 行政の責務としての普及啓発	市民・関係者・こどもを対象とした学習・研修機会の提供・支援	35
	1. 行政の責務としての普及啓発	「こどもの権利の日」「こどもの権利週間/月間」の設定	20
	1. 行政の責務としての普及啓発	相談・救済機関の利用をしやすくするための広報・周知	4
	2. 救済機関自身の機能としての普及啓発	-	9

3. 公表情報等の整理結果（報告書）

（１）兵庫県川西市

人口 148,124 人（令和 8 年 1 月 1 日現在）

「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」1998 年制定

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報定義

- ・ 川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩むこどもの SOS を受けとめ、あらゆる人権侵害からの擁護・救済を図るために、平成 10 年 12 月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関（市長の附属機関：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）である。
- ・ 個々のこどもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、こどもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行う。

イ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

市内の 18 歳未満のこども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できる。

こども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定している。

② 相談の受付手段

電話相談、または事務局やこども向け相談室「子どもオンブズくらぶ」での面談により行っている。こどものニーズに応じて自宅や地域に訪問する場合もある。

電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時で、そのほかの時間帯は、留守番電話や FAX で対応している。相談の申込みはインターネットでも受け付けている。

初回の相談者が大人である場合にも、できるだけその相談者を介して当該のこどもに会って話を聞いている。

③ 相談対応者

相談対応者は、オンブズパーソン、調査相談専門員、事務局職員から成る。それぞれの役割等は以下のとおり。

- ・ オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3 名
法曹界、学識経験者、こどもの権利に関する NPO 関係者等から、市長が委嘱する。
- ・ 調査相談専門員（地方公務員法上の会計年度任用職員：通称 相談員）：4 名
こどもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告する。相談の継続や調査活動にも携わる。うち 1 名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整等を担当する。
- ・ 調査相談専門員（地方自治法上の専門委員・通称 専門員）：11 名
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、心理、学校教育、福祉等）である。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動する。
- ・ 事務局職員（行政職）：2 名
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当する。

ウ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度の年間ケース数²⁷は 80 件、うち新規ケースは 55 件、前年次からの継続ケースは 25 件であった。
- ・ 令和 6 年度の年間相談者数²⁸は 133 人、年間相談・調整回数²⁹は 700 回であった。こどもの意向をふまえて学校・教育委員会等に働きかけて調整活動に取り組んだものも含む。
- ・ 令和 6 年度はこどもの相談・調整回数が 369 回で、保護者と関係機関等を合わせた大人の相談・調整回数の 331 回より多かった。月別にみると、ケース数には年間を通して大幅な変動はないが、1 月・2 月の相談・調整回数が多かったのは、令和 5 年度の秋から増加したケースで引き続き相談・調整を行い、年度内での課題の整理や解決をめざしたためである。
- ・ 令和 6 年度の 1 ケースあたりの相談・調整回数は平均 8.75 回（令和 5 年度は 11.73 回）で、一見すると継続的な相談・調整を行ったケースが減少しているように見えるが、相談の継続回数の内訳を見ると、令和 6 年度は相談回数が 1 回で終わる相談は 17.5%（令和 5 年度は 23.8%）にとどまっており、複数回の相談・調整回数を行ったケースの割合は令和 5 年度より増加した。

²⁷ 「ケース数」とは相談の対象となったこどもの数を指す。

²⁸ 「相談者数」とは相談の対象となったこどものケースに関わった相談者の数を指す。

²⁹ 「相談・調整回数」とは相談の対象となったこどものケースに関わった相談・調整の回数を指す。

- ・ 初回の相談方法は、令和 6 年度の新規ケース 55 件のうち電話が 49 件（大人 31 件、こども 18 件）、来所が 5 件（大人 2 件、こども 3 件）、こどもの手紙から継続相談につながったケースが 1 件であった。初回の相談方法としては、例年通り大人からの電話相談が多かった。ただし、継続的な相談になると、こどもも大人も来所や訪問による面談を中心とした。
- ・ 相談・調整活動の形態に着目すると、令和 6 年度の電話による相談・調整回数は大人の場合 211 回で 63.7%を占めたのに対し、こどもでは 92 回で 24.9%にとどまった。一方で、来所や訪問による対面での相談・調整回数は大人では 120 回で 36.2%であるのに対し、こどもでは 276 回で 74.8%を占めた。
- ・ 相談・調整活動の所要時間について、電話での相談では、30 分未満の相談が 70%以上であったが、こどもの面談では 30 分以上が 92%、大人の面談では 30 分以上が 88.3%で、こどもの面談の場合は半数以上が 60 分以上であった。
- ・ こどもと顔を合わせてじっくり面談を行い、こどもの思いを中心にした解決に向けて取り組むためには、こどもが話しやすい環境で面談を行うことが大切である。そのため、こども面談は、「子どもオンブズくらぶ」³⁰で行うことが多く、特に中学生以下のこどもでは、来所での相談の合計 168 回のうち 138 回（約 82%）の面談で「子どもオンブズくらぶ」を利用した。
- ・ 令和 6 年度の相談者は、こどもの占める割合が 52.7%と全体の半数を超えた。その内訳は就学前が 0.6%、小学生が 23.9%、中学生が 14.7%、高校生・中卒後が 13.6%と、小学生の相談・調整の割合が特に高くなっていた。また、大人では、保護者が 32.4%と最も高かったが、教職員等が 11.6%、行政職員が 5.8%と教職員等・行政職員で一定の割合を占めていた。行政職員はすべて、教育委員会内の学校や幼児教育・保育に関わる部署の職員であった。

エ 調査・調整の仕組みに係る情報

オンブズパーソンの調査は、相談者やこどもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがある。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施する。

オンブズパーソンには市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）が付与されており、これに対して市の機関には、オンブズパーソンの職務の遂行に関する協力義務（条例第 8 条）、勧告・意見表明等を尊重する義務（条例第 15 条第 3 項）が課せられている。さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施

³⁰ 子どもオンブズくらぶ（子ども向け相談室）は、床はじゅうたん敷きで、こどもと遊べるおもちゃや、ソファもあり、よりリラックスして話ができる、こどもに優しい環境になっている。

した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負う（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行う。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視している。調査の目的は、あくまでもこどもの最善の利益を実現することであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取組を促し、支援する。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものが挙げられる。

- ・ 「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが当該の関係機関に直接求めることをいう。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」である。

- ・ 「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることをいう。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」である。

- ・ 「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

- ・ 「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知する。

- ・ 「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行う。

オ 調査・調整の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度の相談内容では、「交友関係の悩み」の相談・調整回数が最も多く、次いで「家庭生活・家族関係」「学校・保育所等の対応」の順で多かった。
- ・ 問題がどのような関係において生じているかに着目すると、「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」が全体の 61.3%と最も多く、「子どもと保護者・家族との関係」が 60.0%、「子ども同士の関係」が 57.5%であった。
- ・ 令和 6 年度の相談内容の大きな特徴は、「交友関係の悩み」の相談・調整回数の割合が、過年度と比べて最も高い割合を占めていたことである。相談内容ごとの相談・調整回数を見ると、「交友関係の悩み」の 82.0%が子どもからの相談であったが、子どもによる相談が例年に比べて多くなったことで、子どもにとって日常的な

交友関係に関する相談が増加したためと考えられる。相談内容の学齢別分布においても、交友関係の悩みは、小学校低学年から高校生・中卒後までの幅広い年齢層で数多く相談されていた。

- ・ 令和6年度の「家庭生活・家族関係」の相談・調整回数は、令和5年度よりは減少したが、変わらず高い割合を占めていた。年間ケース別相談内容の割合で見た場合は、「家庭生活・家族関係」の占める割合は52.5%と「交友関係の悩み」の51.3%よりやや高く、半数以上のケースで相談された。主訴・副訴³¹の割合に注目すると、「交友関係の悩み」が主訴となる割合は228件中179件と全体の78.5%である一方で、「家庭生活・家族関係」が主訴となる割合は221件中84件で全体の38.0%であった。相談の回数を重ねていく間に、こどもにとって最も身近な家族についての問題も相談されることが多く、「家庭生活・家族関係」は副次的な悩みとして相談されることが多いと考えられる。
- ・ 「学校・保育所等の対応」について特徴的なこととしては、相談・調整回数に占める大人の割合が、非常に高かった。他に大人の割合が高い相談内容には、「子育ての悩み」「行政機関の対応」といった相談内容があり、大人の相談では、こどもに関する悩みよりは、こどもに対する親・学校・行政機関といった大人側の対応について悩みを相談するものが多かった。
- ・ 以上のように、令和6年度の相談・調整活動は、こどもの身近に起きている困りごとの相談を直接聞き、こどもをエンパワーするという、オンブズの意義に即した活動が中心だった。
- ・ また、令和6年度は、相談・調整活動とは別にオンブズパーソンの発意による調査を1件開始し、現在も調査を継続中である。また、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」を1件受け付け、審査の結果、条例上の対応を行った。

カ 広報の実績に係る情報

最新の報告書では、広報・周知・啓発に関する取組実績として、以下が挙げられた。

【こどもへの広報・啓発】

- ・ リーフレット・電話相談カード・オンブズ通信等の配布、SNSツールでの配信
- ・ 「子どもの人権学習会」の講師をオンブズパーソンが担当
- ・ 「トライやる・ウィーク」での中学生受け入れ
- ・ 「市役所見学」での小学校3年生への説明
- ・ 「子ども☆ほっとサロン」の開催

³¹ オンブズパーソンは、毎回の相談内容について、あらかじめ設定した21項目の中から「主たる訴え（主訴）」に該当する一つをチェックし、他にも訴えがある場合は、それを「副次的な訴え（副訴）」として一つチェックすることとしている。

【大人への広報・啓発】

- ・ 市機関職員への広報・啓発
- ・ 市議会議員への広報・啓発
- ・ 市民等対象の講演・研修会等
- ・ 年次報告会「子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム」の開催

【制度・活動に関する問い合わせや取材・視察・交流】

- ・ 全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等合計 48 件
- ・ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 での交流
- ・ 「日本子ども虐待防止学会」第 30 回学術集会かがわ大会での発表

キ 機関の独立性に係る情報

- ・ オンブズパーソンの相談員は、長年の経験を通じ、こどもの権利の固有性と専門性、第三者としての独立性を兼ね備えている。
- ・ オンブズパーソンは関係機関から独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、こどもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みとしている。
- ・ オンブズパーソンがこどもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するため、代表オンブズパーソンは、条例施行規則第 5 条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合っ決定する。「重要事項」とは、次に該当する場合を指す。

①オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること

②代表オンブズパーソンの職務代理の互選

③調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合

④勧告、意見表明等の内容を公表する場合

⑤運営状況等を市民に報告し、公表する場合

⑥オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める場合

オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっており、勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用される。

ク 民間の協力義務

オンブズパーソンの調査対象は、公的な機関に限られず、民間の機関に対する調査が可能である。条例第 12 条 2 項に「オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。」と定められている。なお「市民等」とは、「原則的に条例第 3 条第 3 項に規定する市の機関を除くすべ

てのものをこれに含むものとし、本市の市民のほかに、たとえば県立高等学校等の県の機関、民間の塾や施設等も含まれます。」³²とされる。したがって、オンブズパーソンが、民間の機関等に対しても、協力を求めることができる一方で、現在の本条例では、民間の機関等がオンブズパーソンの要請に対して協力すべきと考える根拠規定はない。

川西市が既にこどもの相談救済機関がある（設立準備中も含む）約 50 の地方自治体の条例についてホームページ等で調査したところ、公的機関以外を条文上の主体として、協力するよう努めるものとする旨の条項を設けている条例は 26 にのぼった。条項の具体例は以下のとおり。

「保護者、育ち学ぶ施設、区民及および目黒区で活動を行う団体や事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。」（目黒区子ども条例第 21 条）

「保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。」（宗像市子ども基本条例第 23 条 2 項）

「市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。」（青森市子どもの権利条例第 20 条 3 項）

「民間子ども施設及び市民等は、第 1 条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。」（宝塚市子どもの権利サポート委員会条例第 12 条）

「何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。」（小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第 10 条）

なお、「協力しなければならない」「協力する」という措置義務条項を設けている条例は 5 つあった。条項の具体例は以下のとおり。

「親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。」（多治見市子どもの権利に関する条例第 17 条 2 項）

「保護者、子ども施設関係者、町民は、救済委員会の活動に対して協力します。」（筑前町子どもの権利条例第 24 条 2 項）

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」（名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 11 条 1 項）

これらにより、「このように、数多くの地方自治体のこどもの相談救済機関においては、少なくとも民間の機関等に対してこどもの相談救済機関の活動・職務への協力努力義務が課せられており、努力義務とはいえ、根拠条文がある。オンブズパーソンについても、同種の条文を追加することで、現行の本条例第 12 条 2 項の協力要請がより実効的に機能することが考えられる。」と提言が提出された。

³² 「川西市子どもの人権オンブズパーソンハンドブック」88 頁

ケ 勧告等の実行性

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものが挙げられる。

- ・ 「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」では市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが当該の関係機関に直接求める。それを書面のみにより行うのが「是正等申入れ」である

- ・ 「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」では制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求める。書面のみにより行うのが「改善等申入れ」である。

- ・ 「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

- ・ 「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知する。

- ・ 「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行う。

（２）神奈川県川崎市

人口 1,553,920 人（2025 年 4 月 1 日現在）

「川崎市子どもの権利に関する条例」2000 年制定、「川崎市人権オンブズパーソン条例」2001 年制定

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ 「川崎市子どもの権利に関する条例」第 35 条により、子どもは川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、権利侵害からの救済を求めることができることを規定している。
- ・ 川崎市人権オンブズパーソンは、「川崎市人権オンブズパーソン条例」を設置根拠とし、「子どもの権利の侵害」と「男女平等にかかわる人権の侵害」に関する事項を管轄する。具体的な職務として、１）人権侵害に関する相談に応じて必要な助言及び支援を行うこと、２）人権侵害に関する救済申し立て等に基づき調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと、３）制度の改善を求めるための意見を表明すること、４）勧告、意見表明等の内容を公表すること、５）人権に関する課題について意見を公表することの 5 つを行う。

イ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

すべての市民等（川崎市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者。その他市に関係ある者として規則で定める者として、児童福祉法等の規定に基づく市の機関の措置により市の区域外に所在する施設に入所している者を含む）が、人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

② 相談及び救済の申立ての方法

相談は電話による受付が主だが、書面（ロゴフォームなど）の方法でも受け付けている。相談の内容により予約をして面談を行う。救済の申立ての受付は、原則として申立書に救済の申立ての概要、氏名、住所、連絡先などの記入を求める。

相談を受けて助言・支援、または相談内容によって相談を継続し、解決に向けた助言・支援及び関係機関への協力依頼等を行う。

相談形態は電話によるものがほとんどであり、１回で相談を終了するケースは半数を超えているが、相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談

を受け、解決に向け相談者を支援する。

③ 相談対応者

人権オンブズパーソンとして2名の弁護士を配置。専門調査員（4名）が、市民等からの相談を直接受け、人権侵害の状況や問題点の把握に努めるなど、人権オンブズパーソンの活動を補佐する。この他に、事務局職員として3名（常勤職員2名、会計年度任用職員1名）を配置。

ウ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 川崎市人権オンブズパーソンにおける令和6年度の新規の相談受付件数は151件。このうち、こどもの相談が96件（全体の63.6%）前年度に比べて増加傾向にある。
- ・ 相談受付件数（96件）のうち、権利侵害があると思われる相談68件で、このうち学校や施設等の対応に関する相談が35件、いじめに関する相談が15件、虐待に関する相談が10件、体罰に関する相談が4件、セクハラに関する相談が1件、その他が3件。
- ・ なお、権利侵害がないと思われる相談としては、友達関係のこと、性の悩み、親子関係が挙げられている。
- ・ 相談者の内訳としては、こども本人が54件（相談受付件数全体の56.3%）、母親が25件、父親が8件。
- ・ 相談対象となったこどもの年代は、中学生が34件、小学校高学年が21件、小学校低学年が14件、高校生が13件。
- ・ 権利侵害があると思われる相談（68件）のうち、権利を侵害したと思われる者は、学校関係者が23件、友人・クラスメートが14件、施設関係者が11件、母親7件、父親4件、兄弟姉妹2件。
- ・ こどもの相談受付件数のうち1回の相談で終了せず、継続相談を行ったケースは53件（全体の55.2%）で、1件当たりの回数平均は、5.1回。
- ・ 継続相談の方法としては、相談回数全体（270件）のうち、電話が206件、面談33件、メール31件。継続相談の1回にかかる時間は、30分未満が167件（61.9%）

エ 調査・調整の仕組みに係る情報

① 申立てに基づく救済活動

相談受付から救済活動の流れについて、以下のとおり、説明がなされている。

- ①相談内容によって相談を継続し、解決に向けた助言・支援及び関係機関への協力依頼等を行う。(再掲)
- ②相談で解決しない場合、救済の申立てにより、関係者等への調査等に入ることができる必要に応じて、人権オンブズパーソンは自己の発意によって調査を行うことができる。
- ③関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などを行う。
- ④必要に応じて、人権オンブズパーソンが相談者と関係者等との間に入り、相互の理解と協調の下に調整を行うことがある。必要があると認めるときは、勧告、意見表明、是正要請等を行う。

人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けると、権利を侵害されたと思われる者や関係機関等に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行う。救済活動に当たっては、権利を侵害されたと思われる者の気持ちに寄り添い、十分に話を聴いて、問題点を共に整理していく。また、関係者等からの資料提出や聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況等について十分な調査を行う。そして、第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決を目指す。

とりわけこどもに関しては、こども自身がその思いや事柄を的確に表現することが難しい場合もあり、言葉に込められた真意を様々な方法で確かめながら、こどもにとって最もよい解決策を見出すため、本人や関係者、関係機関等との合意形成を慎重に行う。解決の方向が見えた後も、一定期間、こどもやこどもを囲む環境の変化等の様子を見守り、安心できる状況が確認できたところで調査・調整活動を終了する。

② 発意調査

人権オンブズパーソンは、救済の申立てがなくても市民等が人権侵害を受けていると認める時には、自らの発意に基づき調査・調整を行うことができる。人権オンブズパーソンは、各関係機関等に説明や資料提供を求め事実関係の確認を行い、これら関係機関等との連携・協力のもと問題解決を図っていく。

オ 調査・調整の実績に係る情報

- ・ 令和6年度に受け付けたこどもの相談のうち、継続相談から救済の申立てに至ったものは4件あった。いずれも申立てた者は本人であり、年代の内訳は小学生1件、中学生2件、高校生1件。相談内容はいずれも学校等の対応の問題に関するものであった。
- ・ 令和6年度及び令和5年度から継続していた事案（5件）を含めた9件に対して、令和6年度の救済活動の回数は、合計で285回。

- ・ 活動方法としては、電話によるものが187回、面談39回（事務所内17回、学校等の現地訪問22回）で、1回当たりの活動時間は30分未満が79.3%を占める。
- ・ なお、救済の申立てを行わなくとも、相談を重ねることにより自ら解決していくケースがほとんどであり、継続相談も実質的な救済活動となっていること、また、相談を継続する中で、必要に応じて関係機関等との調整活動を行っている旨が事業報告書に記載されている。

発意調査の実績については、以下の記載あり。

- ・ 人権オンブズパーソンの発意調査として、令和6年度に調査を開始した5件及び令和5年度から継続していた事案4件を含めた9件に対して、終了したものは6件、次年度に継続したものは3件。
- ・ 令和6年度は発意調査をきっかけとして、「子どもの権利擁護に資するよう、質の高い教職員の育成・確保のためのシステム構築等をすすめるための意見書」を令和7年3月に文部科学大臣宛てに提出した。

カ 勧告と意見表明に係る情報

人権オンブズパーソンは、こどもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談、救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図っていく。また、相談、救済申立ての調査活動を通して、調査の結果、必要があると認められるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるための勧告や制度改善のための意見表明を行うことができる。

勧告と意見表明の実績については、以下の記載あり。

- ・ 令和7年3月に川崎市教育委員会教育長に対して、「体罰及び不適切な指導について」に関する勧告を実施。
- ・ 人権オンブズパーソンの発意により、「川崎市教職員のハラスメントに関する対応に向けた効果的な体制の構築について」に関する発意調査を実施し、令和6年5月に川崎市教育委員会教育長に対して意見表明を実施。

キ 広報の実績に係る情報

最新の報告書では、広報・周知・啓発に関する取組実績として、以下が挙げられた。

- ・ 「人権オンブズパーソン子ども教室」として、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校や児童養護施設に出向き、人権や相談事例について、PR 動画等を活用して説明し、直接こどもたちに人権の大切さや人権オンブズパーソンが安心して相談で

きる機関であることを説明している。令和 6 年度は、小学校 8 校、中学校 4 校、児童養護施設等 3 施設で実施し、全体で延べ 1,817 人が参加した。

- ・ DV 予防、こどもの権利の尊重及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、高校生を対象に川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21）と協働でワークショップを実施。
- ・ 市内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校、こども文化センター等で、相談カードを配布し、園児や児童・生徒への広報を実施。
- ・ 動画サイトでの 3 分 P R 動画及び中学生向け P R 動画の配信。
- ・ 15 秒 P R 動画を区役所ロビー等の広報用モニター、アゼリアビジョン、河川掲示板で放映。
- ・ 市広報コーナーや市庁舎、区役所ロビー等での啓発パネル等の掲出
- ・ 川崎市教育委員会新任校長研修にて講師として活動
- ・ 「子ども教室」の GIGA 端末情報共有サイト「人権尊重教育資料」への掲載
- ・ イベントでの制度紹介
- ・ 報道機関からの取材対応

この他、各種研修等への参加、行政視察等への対応や情報交換会などの活動実績も挙げられている。

（3）埼玉県

人口 7,368,161 人（2025 年 4 月調査）

「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」2002 年 3 月 29 日公布・2002 年 8 月 1 日救済条項施行・2002 年 11 月 1 日条例施行。条例施行規則は、「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例施行規則」。「埼玉県こども・若者基本条例」が令和 6 年 10 月 18 日施行。

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ こどもへの権利侵害について、こどもや保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、こどもを救済する第三者機関として条例に基づき設置されている。
- ・ 委員会の業務として、電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等を行う。

イ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

救済の対象は、原則として 18 歳未満のこども

② 相談の受付手段

「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和 6 年度においては、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と祝日を除く毎日、午前 10 時 30 分から午後 6 時までを相談時間としていた。

③ 相談対応者

電話相談員 7 人の交代勤務体制。その他、調査専門員・委員を置いている。

ウ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度においては、延べ 343 日電話相談を受けた（3 回線）。
- ・ 令和 6 年度における電話相談の受付件数は 2,893 件（無言を含む）で、前年度より 77 件、2.6%減少した。このうちこども本人からの相談件数は 431 件（全体の 14.9%）で、前年度より 61 件、16.5%増加した。なお、無言を除いた受付件数は 2,533 件で、前年度より 30 件減少した。
- ・ 相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 1,801 件（全体の 62.3%）で、前年度より 74 件減少した。また、父母からの相談件数の合計は 1,875 件（64.8%）で、前年度より 73 件減少した。
- ・ こども本人からの相談は 431 件（14.9%）で、前年度より 61 件増加した。高校生からの相談が 36.9%、小学校高学年からの相談が 34.8%を占めた。
- ・ 相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものの 1,032 件（全体の 35.7%）であり、次いで思春期 401 件（13.9%）、交友関係 187 件（6.5%）であった。
- ・ 相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が 76 件（2.6%）、体罰に関する相談が 3 件（0.1%）、虐待に関する相談が 58 件（2.0%）で合わせて 137 件（4.7%）で、前年度より 8 件減少した。

- ・ 相談の対象となったこどもについては、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、中学生が 326 件（全体の 24.6%）と最も多く、次いで高校生 318 件（24.1%）であった。
- ・ 子育て等に関わる相談においては、小学校低学年が 321 件（26.5%）と最も多く、次いで 3 歳から 5 歳までの 300 件（24.8%）であった。なお、未就学児（0 歳から 5 歳まで）については、362 件（29.9%）で、前年度より 108 件減少した。
- ・ こども本人からの相談で最も多いものは、思春期 192 件（44.5%）であり、前年度より 33 件増加した。権利侵害のうち、いじめ、体罰及び虐待に関わるものの相談件数は 49 件で前年度より 13 件減少した。
- ・ 子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関することが 348 件（33.7%）であるが、前年度より 138 件減少した。一方で、性格行動及び養護の相談が増加した。

エ 調査・調整の仕組みに係る情報

① 申立てに基づく救済活動

相談受付から救済活動の大まかな流れについて、以下のとおり、説明がなされている。

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、こどもへの権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて方針等について審議を行い、その結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。（中略）こども本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1 回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

オ 調査・調整の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度に相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は 7 件であった。これをこどもの年齢区分で見ると、小学生が 5 件、中学生が 2 件であった。

- ・ 令和6年度の新規面接相談7件については、こどもや保護者との面接が延べ16回、関係機関（学校）への訪問等が延べ12回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ28回、1事案当たり平均4.0回であった。
- ・ 前年度から継続した5件については、令和6年度中の面接が14回、関係機関（学校等）への訪問が28回で、調査・調整活動の合計は延べ42回であった。

カ 広報の実績に係る情報

最新の報告書では、広報・周知・啓発に関する取組実績として、以下が挙げられた。

- ・ 子どもスマイルネットの電話相談についてこどもたちへ周知するため、広報カードを26万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生へ配布を行った。配布後の時期にはこども本人からの電話相談が増加していることから、学校でのこどもへのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに役立っていると考えられる。
- ・ 子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」や県ホームページに掲載したほか、FM・NACK5（ラジオ）の「朝情報★埼玉」（あさ★たま）の放送で子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けていた。
- ・ 市町村が発行する広報紙やガイドブック、リーフレット、ホームページへの掲載を働き掛けていた。

(4) 岐阜県多治見市

人口 105,048 人（令和 7 年度）

「多治見市子どもの権利に関する条例」2003 年制定

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ 多治見市では、平成 15 年 9 月、「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定した。この条例の目的は、こどもの権利条約に基づいて、こどもの権利の普及、こどもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、こどもの最善の利益を第一に考えながら命などのこどもの権利の保障を図ることである。
- ・ 多治見市に在住、在学あるいは活動する 18 歳未満の人（これらの人と同等にこどもの権利を持つことがふさわしいと認められる人を含む。）をこどもと定義し、そのこどもの権利侵害に対して、速やかに適切な救済を図り、回復を支援するための制度として、子どもの権利擁護委員制度を設けた。

イ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

多治見市内に在住・在学・在勤する 18 歳未満のこどものことであれば、誰でも相談できる。18・19 歳でも通学、通所している場合は対象である。

② 相談の受付手段

窓口相談、電話、メール、LINE、手紙で相談することができる。

③ 相談対応者

相談対応者は、子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員から構成される。

- ・ 子どもの権利擁護委員 3 名
こどもの権利侵害について相談に応じ、そのこどもの救済や回復のために、助言や支援をする。また、必要と認められるときは、自らの判断で、そのこどもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請を行う。
- ・ 子どもの権利相談員 2 名
こどもの権利擁護委員の活動を補助し、こどもの権利侵害にかかわる相談や救済の申立てに応じる。活動場所は多治見市子どもの権利相談室とし、多くのこども達や保護者、こどもに関係する人々等からの相談に応じている。

ウ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 令和6年度に受け付けた新規相談件数³³は20件で、前年度から継続している33件を合わせて、全相談件数は53件であった。相談回数については、新規相談（20件）への対応が88回、前年度からの継続相談（33件）への対応308回で、合計396回であった。相談の延長として、子どもの権利擁護委員が相談者とこどもに関わる関係者との間に入った調整活動は1件あった。
- ・ 相談の対象となったこどもの学齢は、最も多かったのは小学生で23件（43.4%）、次いで中学生17件（32.1%）、三番目に多かったのが高校生の9件（17%）であった。
- ・ 相談者³⁴について、初回相談では、こども本人からの相談が多く全体の54.7%、次に多いのが母親であった。こども本人と母親を合わせると、全体の79.2%を占めた。また、相談者がこども本人の場合は、中学生37.9%、小学生27.6%、高校生24.1%と、多様な年代のこどもたちからの相談があった。
- ・ 相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数における相談者の内訳は、母親とこども本人と合わせると全体の78.3%と、初回相談時における相談者の内訳に近い割合を占めていた。令和6年度は令和5年度と比較して2.3倍となったとなった。その中には、定期的に担任の先生と情報共有をしたケースもあった。相談者のうち、子こども本人の学齢内訳では、小学生が最も多くなっているのは、相談室を居場所として複数回利用してくれるこどももいるためである。（図5）
- ・ 初回相談について、相談対象者の学齢に対する相談者の内訳を見ると、最も多かったのは中学生女子が自ら相談してきた8件であった。次いで、小学生男女を対象とした大人からの相談がそれぞれ7件であった。
- ・ 相談対象者の学齢に対する延べ相談回数の内訳を見ると、小学生男子を対象とした延べ相談回数が、こども、大人から共に最も多かった。全体的に、小学生を対象とした相談には大人が多く関わり、中学生以上は男子より女子において自ら相談してくる傾向があった。
- ・ 相談の継続回数では、令和6年度中に開始した相談について、令和7年3月31日までに初回を含めて相談が継続した件数は26件（49.1%）で、残りの27件（50.9%）は継続的に相談、調整を行った。
- ・ 相談内容について、相談者がこどもの場合には例年同様に「心身の悩み」に関する相談が37.9%と最も多かった。心身の悩みの内容は「自己肯定感の低さへの悩み」

³³ 1つの相談ケースについて、初回から終結までを「1件」とする。

³⁴ 相談者とは、相談してきた人のことを指す。

「存在価値の否定」「希死念慮」「自傷行為」等で、周りのひとに話せないような悩みが多く寄せられた。

- ・ 相談内容について、相談者が大人の場合には、「交友関係」「いじめ」「不登校」等、学校生活に関する相談の割合が多くを占め、こどもの人間関係に苦慮する保護者の姿が見られた。
- ・ 相談内容について、学齢ごとで見ると、小学生、中学生では、「いじめ」「交友関係」「不登校」とこども自身が学校で直面する相談と大人からの相談も多く寄せられ相談内容は多岐にわたっていた。「心身の悩み」は年齢が上がると共に、その割合が増えていた。中には、「小学生の頃から悩んでいて、何年か経ってやっと話せた」というケースもあった。
- ・ 相談方法について、初回のこどもの相談では面接とLINEが同程度であったのが、延べ回数では面接がLINEの約2倍であった。面接で回数が伸びるのは昨年度からの傾向で、令和6年度も直接会って話したいこどもが多かった。「たじみ子どもサポート」の場所は駅からも近く、図書館、自習室も併設されていて、こどもたちが抵抗なく来室できる環境も、一因になっているのではないと思われる。
- ・ 相談方法と相談内容について、相談者がこども本人の場合、こども本人の面接相談では「不登校」「進路・学習」が多くを占め、面と向かって話しづらい「心身の悩み」はLINEやメールといった匿名性の高いツールで相談が寄せられた。
- ・ 相談方法と相談内容について、相談者が大人の場合、メールを利用した相談は母親からのものが多く、中でも「不登校」に関する相談が最も多かった。電話はどの相談者にも利用され、「いじめ」を心配する父親や孫を気に掛ける祖父母からの相談も入った。
- ・ 相談方法ごとの所要時間について、LINE相談は61分以上が59%と比較的長時間に渡っていた。LINE相談はメッセージのやり取りに時間を要するため得られる情報は少ないものの、相談者にとってはつながっている安心があるのではないかと考えられる。中には5時間ほどオンラインでつながっていたケースもあり、丁寧に傾聴し寄り添うことで、継続相談につながった。
- ・ 相談内容の年度別推移を見ると、令和6年度は令和5年度と比較して、相談件数は減少した一方で相談回数は前年度から横ばいで、1件あたりの平均対応回数は7.8回と増加しており過去最多であった。相談内容別に相談件数を見ると「不登校」「心身の悩み」の回数が多く、これらの解決には時間がかかると読み取れる。
- ・ 初回の相談方法の年度別推移についてLINE相談は令和4年度をピークに、減少傾向にあった。一因として、LINE相談重視だった広報用カードのデザインが変更されたこともあるのではないかと考えられる。令和4年度より期間限定で「ミニ・レ

ター」³⁵を復活させたところ、主にスマートフォンを持たない低学年のこどもたちから相談が寄せられた。

- ・ 相談対象者の年度別推移について、学齢による相談対象者の割合は毎年同じような傾向にあり、どの年度も小学生が多く、平均して 41.8%を占めていた。

エ 調査・調整の仕組みに係る情報

調整活動とは、相談者とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入ることを指す。相談者の承諾を得たのち、外部機関と連携することにより解決に向かったケースもあった。

オ 調査・調整の実績に係る情報

本年度の調整活動は合計 31 件であった。内訳は以下の図のとおり。
令和 6 年度の救済申立てはなかった。

相談内容 (件数)	学校		市行政機関			県行政 機関	合計 (回)
	小学校	中学校	子ども 支援課	SSW (※1)	市行政 機関	県行政 機関	
進路学習 (1)		1					1
不登校 (1)	13		1	3	3		20
交友関係 (2)	2						2
教職員の対応 (1)	1						1
いじめ (2)	2						2
心身の悩み (1)				2			2
子育て (1)	1						1
その他 (1)	1	1					2
合計 (回)	20	2	1	5	3	0	31

※昨年度 20 回

※1: スクールソーシャルワーカー

カ 広報の実績に係る情報

最新の報告書では、広報・周知・啓発に関する取組実績として、以下が挙げられた。

³⁵ 切手不要で手紙で相談できる用紙のこと。

【研修】

- ・ 相談員の資質向上を図ることを目的として、年間を通して様々な研修会等に参加し、研鑽を積んでいる。
- ・ 令和6年度は以下の研修会に参加した。

月 日	研修会等名称とテーマ		講師等
8月2日	子どもの権利セミナー	「笑って考えよう!子どもの権利」落語 &講演会	切磋亭琢磨氏
11月21日	犯罪被害者等支援講演会	「最愛の娘を奪われて」	小谷真樹氏
1月18日	子育て・教育のつどい 全体会・講演	「体験学習中心の小中学校の実際」 ～きのくに子どもの村学園の歩みと今日～	堀真一郎氏
2月7日	たじみ放デイネット講演会	登校しぶり・お金との付き合い方のもやもや解消	関正樹氏
2月22日 23日 24日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋	シンポジウム・全体会 分科会 「子どもの相談・救済に関する関係者会議」(非公開)	

【会議】

- ・ 多治見市 子どもの権利 セミナー

【こどもへの広報・啓発活動】

- ・ カード、リーフレット、ポスターの配布
- ・ 「子どもサポート通信」の配布
- ・ カード、ミニ・レターの配布

【市民（大人）への広報・啓発活動】

- ・ 校長会での広報
- ・ 多治見市広報紙へのコラム掲載
- ・ 地域コミュニティラジオへの出演
- ・ スクールソーシャルワーカー実習生研修
- ・ 主任児童委員定例会での広報

キ 機関の独立性に係る情報

条例第 17 条「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。」とあるが、独立性を定義する記述はなし。

ク 民間の協力義務

条例第 17 条 2 項「親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。」と定められている。

ケ 勧告等の実行性

最新の報告書では、「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの、「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するものと記載があり、条例では第 14 条（3）「勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。」と定められている。

（５）福岡市志免町

人口 46,379 人（2025 年 4 月 1 日現在）

「志免町子どもの権利条例」2007 年制定

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ 志免町子どもの権利条例第 18 条に規定される相談・救済機関である。
- ・ 安心して相談できるように、町、学校や保育園などのこどもが利用する施設、地域の団体などのどれにも属さない、独立した第 3 者機関である。

イ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

相談・申し出ができる方としては、大人だけでなく、こども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができる。

また、町、学校、保育園などのこどもが利用する施設、地域の団体なども相談することができる。

② 相談の受付手段

電話、相談室来室に加えて、出張スキップズでの手紙のやりとり（町内各小学校への出張に伴う、こどもたちとの手紙交換）を行っている。

③ 相談対応者

相談員 3 名のうち、原則として 2 名のローテーション勤務（令和 6 年度報告書には、相談員の属性・保有資格等に関する記載なし）

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告。救済委員は月 1 回相談室に来室（令和 6 年度の救済委員内訳：大学教授、臨床心理士、弁護士・社会福祉士）子どもの権利救済委員会会議を開催。

ウ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度に対応した相談は 74 件。うち、新規の相談は 30 件。
- ・ 相談形態は、来室が 57 件、電話が 17 件。

- ・ 新規相談の相談経路は、学校・幼稚園が最も多く 27 件。
- ・ 相談の所要時間は、15 分程度が最も多く 29 件。90 分を超える相談が 11 件。
- ・ 主たる相談者の内訳では、小学校高学年や小学校低学年からの相談が多く 50 件。
- ・ 相談の対象者は、小学校高学年が 38 件、次いで小学校低学年が 20 件。
- ・ 相談内容は、「交友関係の悩み」「心身の悩み」が 24 件で最も多く、次いで「いじめ」が 14 件、「家族関係の悩み」が 11 件、「学校・保育所等の対応の問題」が 10 件と続く。
- ・ 問題となっている関係は、こども同士の関係が最も多く 36 件、次いで自身の悩みが 27 件。
- ・ 相談の対応状況は「傾聴」がもっとも多く 60 件。連絡・調整は 0 件、傾聴・課題の整理が 3 件、課題への選択肢整理が 5 件、課題整理・選択肢整理・具体的取り組みが 5 件。
- ・ 手紙のやりとりは 1028 件あり、その中で救済委員や相談員が助言やアドバイスが必要だと考えて手紙相談として対応した人数は 299 人。
- ・ 手紙での相談内容について、交友関係や自身の悩みが多かった。

エ 調査・調整の仕組みに係る情報

救済活動について、以下のとおり、説明がなされている。

救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、スキッズ（志免町子どもの権利相談室）に相談できます。スキッズ（相談室）では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申立て」を受けたときは、救済委員が「調査」、「調整」などを行います。

「申立て」があると、申立て内容について話し合い（「審議」）、必要に応じ「調査」を行います。それをもとに、申立人の代わりに権利侵害を行った側と話（「調整」）をし、相手側の関係者、関係機関（例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち）に「こうしたほうがよい」や「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」や「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということを、できる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で、内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」、「勧告」、「是正要請」をする前には申立人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

オ 調査・調整の実績に係る情報

- ・ 相談の対応状況は「傾聴」がもっとも多く 60 件。連絡・調整は 0 件、傾聴・課題の整理が 3 件、課題への選択肢整理が 5 件、課題整理・選択肢整理・具体的取り組みが 5 件。(再掲)

カ 広報の実績に係る情報

最新の報告書では、広報・周知・啓発に関する取組実績として、以下が挙げられた。

- ・ 夏休み地域子ども教室での啓発活動
- ・ 各種資料（クリアファイル、条例リーフレット、パンフレット、しおり、報告書など）の配布
- ・ 救済委員による中学校人権教育学習講演会
- ・ 中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート
- ・ 研修

（６） 青森県青森市

人口 261,227 人（令和 7 年 4 月 1 日）

2012 年 12 月 25 日「青森市子どもの権利条例」公布・施行。2013 年 4 月 1 日救済条項施行。条例施行規則は「青森市子どもの権利条例施行規則」。

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ 救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設した。擁護委員の法的性格は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく、市長の附属機関である。附属機関には、行政執行における意思決定権はないが、その専門性から、擁護委員は条例の規定に基づき、こどもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができる。
- ・ 子どもの権利擁護委員の職務等について「青森市子どもの権利条例」で下記のとおり定められている。

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
 - 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。
 - 五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。
- 2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。
- 一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。
 - 二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

イ 機関の独立性に係る情報

青森市では、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設した。擁護委員の法的性格は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく、市長の附属機関である。

附属機関には、行政執行における意思決定権はないが、その専門性から、擁護委員は条例の規程に基づき、こどもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができる。

ウ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満のこどものことであれば、誰でも相談できる(18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしている。)。相談窓口の広報物では「青森市在住の 18 歳未満のこどもとその周りの大人が相談可能。」としている。

② 相談の受付手段

令和 7 年 7 月 1 日から、新たに青森市子どもの権利相談センターの愛称を「ホッたるう

む」とした。

原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時（祝日、年末年始を除く。）相談方法は以下のとおり。

- ・ 窓口相談 青森市子どもの権利相談センターで相談
- ・ 電話（フリーダイヤル）
- ・ ファックス
- ・ メール
- ・ 手紙
- ・ 訪問（相談場所、時間については要相談）

③ 相談対応者

- ・ 調査相談専門員 3 名。こどもの権利の侵害について、こどもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行う。
- ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士・公認心理師）。
- ・ 事務局（こども・若者政策課職員）

エ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度の相談受付件数は、実件数が 71 件（内、新規件数 67 件、前年度からの継続件数 4 件）、延べ件数が 202 件であった（前年度：実件数 68 件、延べ件数 278 件）。
- ・ 実件数の相談者内訳をみると、令和 6 年度のこどもからの相談は 26 件で、全体の 37%を占めた。そのうち、最も多かったのは、「小学生」からの相談で、9 件であった。大人からの相談は 45 件で、全体の 63%を占めた。そのうち最も多かったのは「父又は母」からの相談で 31 件だった。「父又は母」からの相談のうち 26 件（84%）は、母親からの相談だった。
- ・ 延べ件数の相談者内訳をみると、令和 6 年度のこどもからの相談は 76 件で、全体の 38%を占めた。そのうち、最も多かったのは、「高校生」からの相談で、45 件であった。大人からの相談は 126 件で、全体の 62%を占めた。そのうち最も多かったのは「父又は母」からの相談で 107 件だった。
- ・ 相談対象者の内訳は、「子ども」についての相談は 121 件で、全体の 60%であった。そのうち、多かったのは「小学生」と「高校生」についての相談で、ともに 34 件だった。「大人」についての相談は 81 件で、全体の 40%だった。そのうち、最も多かったのは「父又は母」についての相談で 46 件だった。

- ・ 様々な困難に直面したこどもや保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、実件数当たり平均 2.8 回のやりとりが行われた（前年度：4.1 回）。
- ・ 初回相談で最も多かった相談方法は「電話」の 51 件で、全体の 72% だった。延べ件数でも「電話」の 120 件が最も多く、全体の 59% であった。次いで、「メール」が 57 件で、全体の 28% であった。
- ・ 相談者と相談方法の関係をみると、こどもからの相談のうち 39 件（51%）が、「メール」と最も多く、次いで、電話 26 件（34%）、窓口 6 件（8%）となった。一方、大人からの相談で最も多かったのが 94 件（75%）の「電話」だった。
- ・ 相談が最も多い時間帯は「16 時～18 時」の 53 件（大人 33 件、こども 20 件）で、全体の 27% だった。こどもからの相談が多い時間帯は「16 時～18 時」と「受付時間外」で、大人からの相談が最も多い時間帯は「10 時～12 時」だった。
- ・ 相談の所要時間について、電話相談（120 件）で最も多かったのは「30 分未満」の 94 件（大人 72 件、こども 22 件）だった。また、窓口・訪問相談（20 件）で最も多かったのは、大人からの相談では、「1 時間以上 2 時間未満」の 8 件で、こどもからの相談も、「1 時間以上 2 時間未満」で 6 件だった。
- ・ 小学生からの相談の内訳は、交友関係 4 件、いじめ 2 件、学校等の対応 1 件、指導上の問題（教職員等）1 件、児童虐待 1 件であった。相談方法は手紙と電話での相談が多い傾向にあった。
- ・ 中学生からの相談の内訳は、いじめ、家族の問題、心身の悩み、指導上の問題（教職員等）等、多様であった。窓口、電話相談では、家族との関係性や学校生活での様々な悩みに対して相談が寄せられた。
- ・ 高校生からの相談の内訳は、心身の悩み 3 件、家族の問題 2 件、いじめ 1 件、児童虐待 1 件だった。具体的には、学校生活の中で生じる悩みやいじめの相談があった。
- ・ 大人からの相談の内訳は、子育ての悩み 14 件、指導上の問題（教職員等）5 件、児童虐待 4 件、学校等の対応 3 件、不登校 3 件、交友関係 2 件、いじめ 2 件、指導上の問題（教職員以外）1 件、家族の問題 1 件、その他 10 件だった。「大人」の内訳は、父又は母 31 件、親族 3 件、その他大人（一般市民女性、一般市民男性）11 件となった。父又は母 31 件のうち、26 件は母親からの相談だった。

オ 調査・調整の仕組みに係る情報

① 申立てに基づく救済活動

- ・ 申立ての受付は調査相談専門員、その後の対応は子どもの権利擁護委員が協議して決定する。聴き取りや支援、調整活動を経ても終結に至らない場合、相談者が希望すれば、「救済の申立て」をすることができる。
- ・ 擁護委員は、こどもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行う。（「申立案件」という。（条例第 18 条第 1 項第 2 号））
- ・ 事実の調査判断は子どもの権利擁護委員が行い、その活動を、調査相談専門員が補佐する。「救済の申立て」を受け、または救済の申立てがなくても子どもの権利擁護委員が必要と認める場合は、事実の調査を行う。
- ・ 事実の調査は、条例第 18 条第 2 項に定められた方法により行う。これらは、あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条第 1 項、条例第 3 条第 1 号）を基本理念とした支援の過程であり、こどもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものである。
- ・ 事実の調査、関係者間の調整の結果、子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行う（条例第 18 条第 1 項第 4 号）。調整活動では、まず、問題を取り巻く一人ひとりが語ることを丁寧に聴き取ることとしている。機関では、同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違い、誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを正確に把握することが必要であり、事実と各自の気持ちを一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりすると考えている。その上で、お互いの気持ちを突き合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けた行動の方針を立てることもできるようになるという。調整活動は、こどもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、擁護委員の判断で行うこととしている（青森市子どもの権利条例(以下、「条例」という。)第 18 条第 1 項第 1 号～第 3 号)。

② 発意調査

- ・ こどもやその関係者から救済の申立てがなくても、擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行う。（「自己発意案件」という（条例第 18 条第 1 項第 3 号））
- ・ 令和 6 年度は、自己発意案件はなかった。

カ 調査・調整の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度は、申立案件はなかった。「調整活動」を 2 件実施した（前年度 6 件）。調整活動の延べ回数は 7 回となった（前年度 68 回）。

キ 勧告と意見表明に係る情報

擁護委員は条例の規程に基づき、こどもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができる。

ク 広報の実績に係る情報

令和 6 年度は、下記の広報・啓発活動を実施した。

【こども向け】

市内のこどもたちに子どもの権利相談センターを周知するため、令和 6 年度は、チラシや携帯用カード、リーフレットを市内の全児童生徒に、子どもの権利相談センターだより、ポスターを市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付した。各取組の実施時期等の詳細は下記のとおり。

- ・ 「子どもの権利相談センター」チラシの配付（実施時期：4 月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒）
- ・ 令和 5 年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書の配布（実施時期：5 月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・保育所・認可外保育施設・児童生徒が利用する公共施設等）
- ・ 携帯用カードの配布（実施時期：7 月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒）
- ・ 青森市子どもの権利条例リーフレット各種（下記①～④）の配付（実施時期：11 月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒）
 - ① 小学 1 年生～小学 4 年生版
 - ② 小学 5 年生～中学生版
 - ③ 高校生～大人版
 - ④ 特別支援学校用
- ・ 「子どもの権利相談センター」チラシの配付（実施時期：1 月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・児童生徒が利用する公共施設等）

- ・ 「子どもの権利相談センター」ポスターの配付（実施時期：1月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・児童生徒が利用する公共施設等）

子どもの権利相談センターでは、6月、10月、2月の計3回、子どもの権利相談センターだよりを作成し、市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付した。センターだよりは、青森市役所駅前庁舎2階に掲示しているほか、青森市ホームページの子どもの権利相談センターのページに掲載している。各取組の実施の詳細は下記のとおり。

- ・ 子どもの権利相談センターだより vol.8 の配付（実施時期：6月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒）
- ・ 子どもの権利相談センターだより vol.9 の配付（実施時期：10月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒）
- ・ 子どもの権利相談センターだより vol.10 の配付（実施時期：2月、対象等：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒）

【大人向け】

子どもの権利について周知するため、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「子どもの権利の日パネル展」を開催していた。令和6年度は、昨年度に引き続き、青森市民図書館でもパネル展を開催し、子どもの権利の普及・啓発に注力していた。各取組の実施時期等の詳細は下記のとおり。

- ・ 子どもの権利相談センターだよりの掲示（実施時期：6月・10月・2月、掲示場所：市役所駅前庁舎2階（子育て支援課前）、青森市ホームページ）
- ・ 「子どもの権利の日」パネル展の開催（実施時期：11月、開催場所：市役所駅前庁舎駅前スクエア・青森市民図書館7階）

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利相談センターの周知を行うため、「広報あおり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載していた。6月号には、子どもの権利相談センターの1年間の活動をまとめた活動報告書について、相談事例を交えて紹介する記事を掲載していた。各取組の実施時期等の詳細は下記のとおり。

- ・ 「広報あおり」への掲載 特集記事の掲載（掲載時期：6月号、配布先：市内全世帯）
- ・ 「広報あおり」への掲載 センター周知記事の掲載（掲載時期：11月号、配布先：市内全世帯）

また、子どもの権利相談センターでは、青森市ホームページに子どもの権利相談センターのページを開設し、擁護委員の子どもの権利に関する思いや感想などをコラムとして掲載している。各取組の実施時期等の詳細は下記のとおり。

- ・ スタッフコラムの掲載（実施時期：随時、掲載場所：青森市ホームページ）

図表 5 令和 6 年度に掲載したスタッフコラム

 沼田 徹 委員	第 1 号 何でも自由に話せていますか？ 重要な人権である「表現の自由」の保障の下、誰もが疑問や感じたことをありのままに話せているか。安心して疑問や意見を言うことができる場、すなわち心理的な安全性の保障された場が求められています。
 小林央美委員	第 2 号 子ども自身が自分を「かけがえのない存在」と感じてほしい 第 3 号 子ども自身が自分や他者との折り合いをつける力 第 4 号 子ども自身が権利を行使するための安全基地 子ども自身が自分をかけがえのない存在と自覚し、自らの権利を行使し、子どもがよりよい課題解決に向かうためには何が必要かについてお話しています。
 関谷道夫委員	第 5 号 私の本棚①『成瀬は信じた道をいく』 ～成瀬と広瀬は似ているけれど～ 第 6 号 私の本棚②『心的外傷と回復』 ～凄惨ないじめと心的外傷後ストレス障害(PTSD)～ 第 7 号 私の本棚③ ふたつの『夜と霧』(その1) ～愛する人の眼差し、愛する人の面影～ 第 8 号 私の本棚④ ふたつの『夜と霧』(その2) ～絶望の果てにあつてこそ、一条の希望の光は差し込む～ みなさんに読んでいただきたいお勧めの一冊として、私の本棚からいくつか紹介します。ぜひ読んでみてください。

出所：令和 6 年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書

子どもの権利相談センターでは、こどもの権利の普及・啓発を図るため、擁護委員による出前講座を実施し、こどもの権利について学び、理解する機会を提供している。各取組の実績の詳細は下記のとおり。

- ・ 出前講座の開催（実施時期：随時、対象等：5 名以上で参加いただける団体、グループ）

図表 6 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R6.4 月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	22 人
R6.6 月	 児童の友人関係のあり方と「子どもの権利」	青森市小学校教頭会	40 人
R6.7 月	 子ども(あなた)の権利について考えよう	筒井中学校全校生徒、保護者	500 人
R6.7 月	 いじめ問題への教職員の対応 ～学校における法的責任	青森市小学校教頭会	40 人
R6.8 月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	12 人
R6.9 月	 相談してもいいんだよ…権利の視点から	筒井小学校全校児童	450 人
R6.12 月	 子どもの権利条例と子どもの権利	浪岡中学校区学校運営協議会(浪岡地区 6 校の小 6 児童及び中学生)	500 人

出所：令和 6 年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書

- ・ 子どもの権利相談センターからの情報提供（実施時期：随時、掲載場所：青森市ホームページ）

（7）愛知県名古屋市

人口 2,303,004 人（2025 年 1 月 1 日現在）

「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」2019 年制定

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ 名古屋市子どもの権利擁護委員は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づき、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する」ことを目的とする。
- ・ 子どもの権利擁護委員は、市長の附属機関として設置され、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営している。

イ 機関の独立性に係る情報

名古屋市では、市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員が置かれている。最新の報告書では、独立性を担保するための仕組みについて、以下の記述がある。

- ・ 条例により、子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けている。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が擁護委員に課せられている。こどもの権利を守る文化及び社会をつくり、こどもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられている。具体的な記載は、以下の通り。
- ・ 第4条（委員）第2項
「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」
- ・ 第10条（市の機関の責務）
「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」
- ・ 擁護委員条例の制定に至るまでに市民から寄せられた意見や、市議会での議論においては、擁護委員のみならず事務局も含めた独立性の在り方についても、多くの意見があった。このことを踏まえ、擁護委員の独立性を担保し、こどもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員に対する事務局の関与の在り方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を令和2年4月から配置することとなった。

ウ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

条例にて、「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる」と定めている。こどもの権利に関わることであれば、大人も相談可能としている。

② 相談及び救済の申立ての方法

「なごもっか」における相談では、こどもを権利の主体として位置付け、こどもが安心して率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景にこどもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要であるため、可能な限り直接こども自身と会って、

その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としている。

相談の実務にあたっては、こどもの最善の利益が一人ひとり異なることを考慮し、「大人が思うこどもにとって一番良いこと」ではなく、こどもの意見を聴き、ともに考えることを大切にしている。そのため、家族から相談があった場合でもこども本人へ気持ちを聴いて対応することや、こどもの権利や擁護委員が大切にしていることを家族や関係機関に伝え、一緒にそのこどもにとっての最善の利益を考えていけるよう努めている³⁶。

相談受付方法として、電話（子ども専用フリーダイヤル、大人用電話番号）、FAX、面談・手紙を挙げている。なお、初めて相談するこどもからの面談予約は SNS から行うことも可能となっている。

③ 相談対応者

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」は、子どもの権利擁護委員（5 名）、子どもの権利擁護調査相談員（13 名）、子どもの権利擁護機関参与（1 名）、子どもの権利擁護機関専門調査員（8 名）、子どもの権利擁護機関事務局（3 名）により構成される。

子どもの権利擁護調査相談員は、擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査・調整、子どもの権利についての普及啓発を行う。社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、一定期間従事した経験を有すること等を採用のための要件としている。

子どもの権利擁護機関専門調査員は、擁護委員の指示のもと、関係法規や制度、社会環境等について専門的な視点から情報収集や分析等の作業を行う。令和 4 年度から非常勤特別職として配置され、主に研究者や弁護士が担っている。

専門調査員による調査等が必要な場合には都度、擁護委員から指示しており、専門調査員は年度あたり数回程度ずつ活動している。令和 7 年度の活動内容としては、擁護委員の指示に基づき、自己発意前の情報収集・分析、調査に基づく報告書の作成、擁護委員や調査相談員へのレクチャー等を行った。一方、事務局は、上記のような擁護委員の活動には関わらず、あくまでも、相談室の運営（庶務・経理・労務管理等）や普及啓発等に従事する点で、擁護委員や専門調査員との役割分担を行っている³⁷。

エ 相談・申し出への対応の実績に係る基本情報

- ・ 令和 6 年度の初回件数は計 434 件、延べ件数は計 3,600 件。前年度と比較して、初回件数は約 4 % 増、延べ件数は約 23 % 増。

³⁶ 担当部署への照会結果より

³⁷ 同上

- ・ 令和 6 年度はこどもからの相談が増え、初回相談の約半数を占めている。こどもへの「なごもっか」の認知度が向上していることが一因と考察あり。
- ・ 令和 2 年 1 月の「なごもっか」開設後の相談件数推移をみると、令和 4 年度以降、初回相談は 400 件を超える水準で推移する中、延べ相談件数は増加傾向が続いている。
- ・ 月別相談件数をみると、例年、「なごもっか通信」（令和 6 年度は 6 月、1 月）・携帯用カード（5 月、12 月）といった広報物の配付以降に初回相談が多くなる傾向がある。
- ・ 相談者別件数をみると、初回の相談者はこどもが 203 件、大人が 201 件、不明が 30 件。前年度と比較して、初回におけるこどもからの相談件数は約 13% 増、大人からの相談件数は 4% 減。なお、大人 201 件のうち、その後こども本人と話すことができたのは 26 件で、全相談のうち不明を除く 404 件中、229 件（約 57%）でこども本人から話を聞くことができた。
- ・ こどもの相談者の年代をみると、小学校低学年（1～3 年生）が 50 件、小学校高学年（4～6 年生）が 55 件、小学校の学年不明が 4 件、中学生が 56 件、高校生が 26 件。高校生については前年度（38 件）から減少。
- ・ 幅広い年齢層からの相談がある一方で、高校等に在籍していないこどもからの相談が 0 件であり、学校等に在籍していないこどもからの声をキャッチするための工夫が必要との分析あり。
- ・ 相談の継続回数については、期間中、相談が 1 回だったものは 270 件（約 62%）と半分以上の割合を占め、2～4 回のものは 104 件（約 24%）、5～10 回のものは 34 件（約 8%）、11～15 回のものは 11 件、16 回以上のものは 15 件。
- ・ 相談の主訴（初回）についてみると、全体で順に「対人関係」（85 件）「教職員の対応」（80 件）、「家族関係」（58 件）で、そのうちこどもから多かったものは「対人関係」（55 件）、「家族関係」（37 件）、「教職員の対応」（26 件）であった。
- ・ 曜日別件数をみると、初回件数、延べ件数ともに、木曜日、火曜日、金曜日の順に多い。（※水曜日は相談を行っていないが、手紙や FAX による相談の受付や関係機関への電話連絡等を計上）
- ・ 時間帯別相談件数をみると、初回件数は、相談が多い順に、11 時台、15 時台、16 時台。このうち、こどもからの相談は 15 時台が最も多く、続く 16 時台も同様の件数であったことも踏まえると、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられる。
- ・ 相談の所要時間については、60 分以内に終了するケースが多く（約 94%）、なかでも「0～15 分」の件数が最も多い（39%）。
- ・ 初回相談における相談方法は、電話が 416 件で全 434 件のうち約 96% を占めた。電話以外の方法は、面談が 6 件、手紙が 2 件、LINE での面談予約が 10 件。

- ・ 申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除き、相談を受け、今後の方針等を検討するための関係機関（学校・教育委員会、児童相談所等）からの情報収集等の調整活動を延べ 490 件実施した。

オ 調査・調整の仕組みに係る情報

① 申立てに基づく救済活動

相談を受けてからの流れについて、以下のとおり、説明がなされている。

相談：お話を聴きます。相談にお金はかかりません。

秘密は守ります。あなたの同意がなければ、「なごもっか」以外の人（保護者、学校、その他）には相談内容を伝えません。

あなたの気持ちを一番に一緒に考えます（どうしたいかな、どんなことができるかな）

調査・調整：

- ・ 擁護委員が、関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします。
- ・ 擁護委員が、あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請：もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

解決・権利の回復：あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。

- ・ 安心した。・元気になった。・どうすればいいか、わかった。など

子どもの権利侵害があれば、誰でも「申立て」をすることができる。申立てがあった場合には擁護委員が調査し、必要であれば調整を行う。

② 発意調査

相談や申立てがなくても、子どもの権利侵害があると思われる場合に、擁護委員の意思で調査や調整を行う。

カ 調査・調整の実績に係る情報

- ・ 令和 6 年度は、自己の発意（擁護委員条例第 13 条第 2 項）による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための情報収集（発意前情報収集）を 2 件開始した。また、申立てが 1 件、発意が 2 件あった。
- ・ 令和 6 年度以前に受理したものを含む申立て 2 件及び発意 3 件について、調査・調整を行った結果、こどもの権利が守られる見通しがたつなどしたため、対応を終了した。

- ・ 申立ての実績として1件（私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て）、自己の発意として2件（①私立学校における懲戒手続に関する発意、②学校教育における外国につながる子どもの権利保障についての発意）の概要が報告書に掲載されている。

キ 勧告と意見表明

調査や調整の結果、権利侵害があれば、権利を回復するために、他の機関に対して対応や制度の改善を求める。条例により、勧告又は要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。また、勧告をした時は、委員は当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求める。

ク 広報の実績に係る情報

擁護委員条例では、こどもの権利を守る文化及び社会を実現するため、擁護委員の所掌事務として「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めている。

最新の報告書では、広報・周知・啓発に関する取組実績として、以下が挙げられた。

○配付物等を活用した広報活動

- ・ こどもに子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、こどもの権利に関することを知ってもらえるよう、機関紙「なごもっか通信」を幅広く配布。
（配布対象は市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・保育所・幼稚園等）
- ・ こどもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを配付。
（市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校等のほか、市内のコンビニエンスストアや調剤薬局等でも配布）
- ・ 学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版、また外国語版（8言語）のリーフレットを市の関係機関等で作成・配布。
- ・ こどもが相談しやすいように、「なごもっか」に相談したいことを書いて、折りたたんで糊付けしてそのまま手紙として送ることができる「なごもんレター」を権利学習などの訪問先や児童館等で配布。
- ・ 学校や保育所・幼稚園、学童・トワイライトスクールなど、子どもにかかわる大人向けのリーフレットを作成・配布。
- ・ オリジナルの折り紙やシール、しおりをはじめとする各種グッズを作製し、広報・啓発活動に活用

○各種広報媒体を活用した広報活動

- ・ 令和 6 年 3 月にこども向けウェブサイトとして「なごもっか」公式ウェブサイトを開設。
- ・ 令和 6 年度に名古屋市立若宮商業高等学校の課題研究「ビジネスアニメ」の授業で、「なごもっか」を紹介するアニメ動画を制作。
- ・ センター運営に関わるこどもグループの作品を使った動画広告を作成し、令和 7 年 3 月に SNS で配信。
- ・ 市公式ウェブサイトにて「なごもっか」の基本的な情報の他、最新情報や活動等を随時掲載。
- ・ 令和 2 年に公式 SNS アカウントを開設し、情報発信を実施。また、動画サイトで活動報告についての動画を掲載。
- ・ 教育委員会生涯学習部生涯学習課と共同で制作したこどもの権利に関する学習コンテンツ（動画）を公開。
- ・ 令和 6 年 11～12 月にかけて地下鉄広告を実施。

○講演、活動報告会等

- ・ 講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に擁護委員が出向き、講師としてこどもの権利に関する普及啓発を行う取組を 57 件実施。
- ・ 令和 6 年度はこども向け活動報告会を 3 回、大人向け活動報告会を 1 回開催。

○児童相談所一時保護所でのこどもの権利学習

- ・ 令和 3 年度から、名古屋市中央児童相談所一時保護所においてこどもの権利学習を実施。

○こどもに身近な場所での広報・啓発

- ・ 児童館などこどもが利用する施設に出向き、広報・啓発活動の取組を実施。

○視察等の受入れ

- ・ 令和 6 年度は、7 つの自治体等より視察を受入れ。また、高校生のフィールドワークとして擁護委員へのインタビューを受けた。

(8) 東京都日野市

人口 189,176 人（令和 8 年 2 月 1 日時点）

2024 年 3 月 29 日「日野市子どもオンブズパーソン条例」公布、同 4 月 1 日施行。2024 年 5 月 27 日救済条項施行。条例施行規則は「日野市子どもオンブズパーソン条例施行規則」。

ア 相談救済機関の全体的な仕組みに係る基本情報

定義：

- ・ 日野市子ども条例第 16 条の規定に基づき、子どもが権利侵害等を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができる仕組みとして、日野市子どもオンブズパーソン設置条例及び日野市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則にて、子どもオンブズパーソン制度について次のように定めている。
- ・ 日野市子どもオンブズパーソンを設置し、子どもを権利侵害等から救済するとともに、子どもの権利についての理解を広めることにより、全ての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、その権利が保障され、擁護される社会を実現することを目的として設置する。
- ・ 主な職務内容は、
 - ①子どもの権利侵害等に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - ②子どもの権利侵害等に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査し、及び調整すること。
 - ③子どもの権利侵害等に係る事案について、是正等の措置を講ずるよう勧告又は要請すること。
 - ④子どもに係る制度の改善を求める意見の表明をすること。
 - ⑤子どもの権利を尊重し、保障、擁護することについての理解を広めていくこと。の 5 つである。
- ・ 子どもオンブズパーソンの責務として、
 - ①子どもオンブズパーソンは、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって最善の利益が図られるよう公正かつ適正に職務を遂行しなければならない。
 - ②子どもオンブズパーソンは、市の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
 - ③子どもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も、また同様とする。

と定められている。

- ・ また、子どもオンブズパーソンへの協力について、
 - ①市の機関は、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
 - ②市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告又は意見表明を受けたときは、これを尊重し誠実に対応しなければならない。
 - ③市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。
- としている。

イ 機関の独立性に係る情報

- ・ 市の機関は、責務として、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
- ・ 子どもオンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。

ウ 相談・申し出への対応の仕組みに係る基本情報

① 相談・申し出ができる方

日野市子どもオンブズパーソン条例において「子ども」とは、日野市にかかわる 18 歳未満の人をいう。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等に規定する施設その他こどもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍等している 18 歳以上 20 歳未満の人も対象とする。

② 相談及び救済の申立ての方法

子どもオンブズパーソンへ相談するには、直接相談する方法（事前予約制）のほか、まず「子どもなんでも相談」に相談し、必要に応じて子どもオンブズパーソンにつなぐ方法もある。

なおこどもにとって分かりやすい仕組みとするため、こどもからの相談には、原則、最初の入り口を「子どもなんでも相談」としている。子どもオンブズパーソンでは、毎月 4 回の相談日を設けている。

子どもオンブズパーソンへの相談予約の方法としては、オンブズパーソン事務局に電話・ファクス・メールがあり、受付日時は月曜～金曜 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）である。また、相談方法は、電話・ファクス・メールのほか、日野市立小中学校の児童生徒が使用している学習用端末からの相談も可能である。相談日時は月曜、火曜、水曜、金曜の

9：00～17：00 または、木曜 9：00～19：00（祝日・年末年始を除く）である。

③ 相談対応者

- ・ 子どもオンブズパーソンの定数は2人とし、こどもの人権問題に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。
- ・ 子どもオンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。
- ・ 子どもに係る制度の改善を求める意見の表明は、子どもオンブズパーソンの合議により行う。

エ 相談・申し出への対応の実績に係る情報

- ・ 令和6年5月27日の設置以降、令和7年3月31日までの相談受付件数は延べ7件で、うち新規相談は4件だった。そこから継続しての相談が3件あった。
- ・ なお救済申立て、是正勧告及び意見表明については、対象案件はなかった。
- ・ 新規相談の相談者については、こども本人から直接受けた相談が1件、家族の方などから受けたものが2件、関係機関から受けたものが1件あった。
- ・ 相談対象となるこどもの年代・所属等については、未就学児が1件、小学生が1件、中学生が1件、高校生が1件あった。
- ・ 主な相談内容としては、学校のことが1件、幼稚園・保育所のことが1件、家庭でのことが1件、その他が1件あった。

オ 調査・調整の仕組みに係る情報

① 申立てに基づく救済活動

条例では、相談及び救済の申立ての範囲）について、下記のように定められている。

第11条 この条例による相談及び救済の申立てをすることができる権利侵害等に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市外に住所を有する子どもに係るものであって、救済の申立ての原因となる事実が市内で生じたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は、相談及び救済の申立ての対象としない。

(1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等の確定した事項

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する裁決を経て確定している事項

(3)この条例に基づき、既に子どもオンブズパーソンによる対応が終了している事項
(相談及び救済の申立ての資格等)

第12条何人も、前条第1項各号に掲げる事項について、子どもオンブズパーソンに相談し、又は救済を申し立てることができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項の相談又は救済の申立てがあったときは、相談に応じ、又は救済の申立てを受けなければならない。

3 子どもオンブズパーソンは、相談又は救済の申立てが前条第1項各号のいずれにも該当しないときは、当該相談又は救済の申立てを適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

4 子どもオンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを受けた場合におけるその後の対応の過程において、対象となる者が前条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、適切な機関に引き継ぐ等支援が継続的に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、調査等について、条例第14条・15条では下記のように定められている。

第14条 子どもオンブズパーソンは、救済の申立てに基づき、市の機関に対し、関係書類若しくはその他の記録の提出及び事情の説明を求め、又は実地調査を行う等必要な調査
(以下「調査」という。)を行うことができる。(後略)

(調査結果の通知)

第15条 子どもオンブズパーソンは、救済の申立てに対する調査結果を救済の申立てを行った者及び前条第5項の規定により同意を得た者(以下これらを「申立人等」という。)に対し、通知しなければならない。

(調査の中止等)

第16条 子どもオンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項の規定により調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、申立人等及び第14条第3項の規定により通知した市の機関又は同条第4項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

② 発意調査

発意調査について、条例第14条では下記のように定められている。

2 子どもオンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもの人権に係る事項につい

での相談内容その他独自に入手した情報等が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの事実について自己の発意に基づき、市の機関に対し、調査を行うことができる。

3 子どもオンブズパーソンは、前2項の規定による調査を行うときは、市の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

4 子どもオンブズパーソンは、救済の申立て又は自己の発意に基づき、市の機関以外のものに対し、調査について協力を求めることができる。この場合において、子どもオンブズパーソンは、調査を行うときは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知しなければならない。

5 子どもオンブズパーソンは、第1項及び前項の規定による調査を行う場合において、救済の申立てが当該救済の申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われたときは、当該子ども及びその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもオンブズパーソンが当該子どもの置かれている状況等を考慮し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

カ 勧告と意見表明に係る情報

令和6年5月27日の設置以降、令和7年3月31日までに受け付けた相談の中では、救済申立て、是正勧告及び意見表明については、対象案件はなかった。

キ 広報の実績に係る情報

こどもに対する周知・広報として、カード・チラシ等を作成、配布しました。

関係機関等への周知・広報として、関係機関等の会議や連絡会等へ参加し、制度の案内などを行いました。参加した日程および会議等名称は下記のとおり。

図表 7 関係機関等への周知・広報

日程	会議等名称
5月7日	定例校長会
7月2日	定例校長会
10月2日	児童館長会
11月5日	定例校長会
3月17日	子ども食堂連絡会

出典：日野市子どもオンブズパーソン令和6（2024）年度活動状況報告書

また、関係機関や市民に向けた講演を行った。講演の日程等の詳細は下記のとおり。

図表 8 講演の日程

日程	内容
6 月 29 日	子ども条例推進事業講演会にて講演
10 月 17 日	日野市教育委員会人権教育推進委員会にて講演

出典：日野市子どもオンブズパーソン令和 6 （2024）年度活動状況報告書

児童関連施設 8 か所に訪問した。訪問した日程・施設の詳細は下記のとおり。

図表 9 児童館訪問の実績

日程	訪問先
10 月 23 日	ひの児童館
11 月 22 日	もぐさだい児童館
11 月 27 日	さかえまち児童館
12 月 5 日	みなみだいら児童館

出典：日野市子どもオンブズパーソン令和 6 （2024）年度活動状況報告書

図表 10 こどもの居場所等訪問の実績

日程	訪問先
1 月 16 日	ほっとも西平山
1 月 28 日	ほっとも高幡
2 月 12 日	ほっとも高幡
3 月 11 日	ほっとも西平山

出典：日野市子どもオンブズパーソン令和 6 （2024）年度活動状況報告書

4. ヒアリング調査結果

各地方公共団体から聴取した内容を一覧でとりまとめる。基本的には地方公共団体ごとに相談救済機関の設置・運用の状況を整理しているが、ヒアリング調査時に聞かれた相談救済機関の設置・運営に関する調査対応者個人としての意見については、特定の地方公共団体の見解としてとりまとめることが適切ではないと考えられること、他方で、今後の日本国内における相談救済機関の在り方の検討を行うにあたっては重要な内容であることから、最終項に「その他、相談救済機関の設置・運営に関するご意見」としてとりまとめた。

(1) 東京都豊島区

ア 設置の背景

豊島区子どもの権利に関する条例第31条に定める豊島区子どもの権利委員会に対し、令和2年に「子どもの権利擁護に関する施策」について諮問を行った。諮問に対して、こどもの権利擁護に関する施策の推進および仕組みを構築するために、「子どもたちから相談を受けることのできる体制づくり」、「権利侵害を受けた子どもを権利擁護委員につなぐための機能として権利相談員の配置」、「子どもから権利救済の申し立てがあった際に対応する具体的な手続きの整備」、などについて答申があったことを踏まえ、令和5年9月にとしま子どもの権利相談室を開設した。

また相談室設置に伴い、「相談室を設置するための予算取り」「相談室の拠点をどこに置くか」「区内に既にある相談窓口と、子どもの権利相談室の違いの明確化」「相談員を安定的に配置することと合わせスキルや質をどのように担保していくか」等、様々な課題があった。

イ 運用の状況

権利相談室の運営経費として、こどもの権利の普及啓発に必要となる経費（パンフレットなどの印刷製本費用、事業の実施委託料、講師謝礼費用等）に加え、子どもの権利擁護委員の報酬なども確保したうえで運用を行っている。また、権利相談室は区役所本庁舎とは別の建物に入っており、区の指定管理施設でもあるため、指定管理料や光熱水費などの予算も一体的に確保したうえで運用を行っている。関係機関との連携においては、相談事例に応じて、こども関係部署や教育委員会などとも連携を図りながら、相談事例の解決に向けて対応を行っている。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

区では、「としま子ども会議」という事業を実施しており、こどもたちの声を区政に反映

させていく取組を行っている。過去の「としま子ども会議」の中で、こどもの権利について動画などの分かりやすい形で啓発してほしいというこどもたちからの声があり、令和 7 年度にこどもの権利に関する PR 動画が完成し、こどもたちの意見を取り入れた形で普及啓発の媒体を制作することができた。

また、権利相談室に親しみを持ってもらうために相談室の愛称募集やキャラクター名称の投票を行うなど、こどもたちの意見を大切にしながら運用を行っている。相談室の外壁や相談室内部の装飾やレイアウトも、こどもたちに親しみを持ってもらえるように意識しながら対応を行っている。相談室内の相談スペースは、イケア・ジャパン株式会社からの協力（家具の寄贈）も得ながら、こどもたちが安心してリラックスしながら相談できる環境を整備した。

相談対応に関しては、権利救済に向けて子どもの権利擁護委員と権利相談員を中心として各種調整を行い、必要に応じて他部署、他機関とも連携を図りながら、より良い解決に向けて対応している。こどもが通う施設へのアウトリーチの回数も増やすなど、相談を待つだけでなく、こちらからこどもたちの声を聴きに行く対応も行っており、今後さらに充実させていきたいと考えている。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

「子どもの権利に関する条例」や条例に定めるこどもの権利について、普及啓発は行っているが、区民意識調査などの結果をみると、条例の認知度が思うように伸びていない実態もあり、引き続き地道に普及啓発を行っていく必要があると感じている。こどもの権利について学んでもらうことを目的に、区立の小・中学校において出張講座を実施しており、以前に比べて実施を希望する学校も増加してきているが、各学校のカリキュラムなどもあり講座を受けることができる学年が限定されてしまう実情もある。出張講座を受けることができない学年のこどもたち、さらには私立学校に通っているこどもたちへの普及啓発にも課題を感じている。先述したアウトリーチの取組のなかで、放課後に施設に集まっているこどもたちに対してこどもの権利に関する講座を行うなど、複合的に普及啓発を行うことができないか、検討の必要性を感じている。また、こどもたちだけでなく、普段こどもと接する機会の多い大人に対しても、こどもの権利やこどもの意見を聴くことの大切さについて知ってもらうことが大切であり、大人に対する普及啓発についても重要性を感じている。

オ 相談救済機関の運営にかかる今後の方針・展望

区の上位計画において、こどもの権利が尊重され、こどもたちが自分らしく成長できるまちを実現していくことを掲げている。関係機関とも連携を図りながら、先述した課題の解決に向けて着実に進んでいくとともに、こどもたちの小さな声であっても聞き逃さない相談機関として運営を行っていききたい。

(2) 神奈川県相模原市

ア 設置の背景

相模原市子どもの権利条例に基づき「さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）」が設置された。

イ 運用の状況

【相談対応体制について】

原則として相談対応時に相模原市子どもの権利相談員が相談記録を残し、相模原市子どもの権利救済委員から定期的に助言を受ける。虐待が疑われる場合等、複数人で迅速に対応する必要がある場合には、救済委員に都度連絡し助言を求め対応に当たっている。

【調査・調整機能について】

調査・調整機能は相談者を救済するための仕組みであるが、さがみはら子どもの権利相談室ではこどものエンパワーメントを重視し、こども自身の解決を基本としている。相談に来たこどもやその保護者等に調査・調整機能を説明し、第三者介入による解決可能性を話し合った上で、これまで利用には至らず、調査・調整の実績は0件である。

ただし、調査・調整の実績がないことが、外部から疑問視されやすいことは理解している。調査・調整機能を積極的に実施している兵庫県川西市に視察に行ったが、相模原市では救済委員がエンパワーメントを重視していきたいという意向があるため、調査・調整機能が使われていない。調査・調整機能の活用は救済委員の考え方にも大きく左右されるといえる。

【人材確保について】

救済委員は3名で構成される。保育士養成に携わりこどもの権利に関する造詣が深い市内の大学の大学教員1名、その他2名は神奈川県弁護士会からの推薦による。任期は2年。再任や退任時の後任推薦により人材を確保してきた。相談室の設置から10年が経過したが、救済委員の確保に困ったことはない。

相談員は充足しているものの、適任者の確保が難しい。主に退職した教員や保育士が相談員を務めているため高齢化が進み、75歳の委員もいる等、こども中心の相談室として、年齢層の偏在が課題である。

【人材育成について】

相談員の育成は基本的に、OJTで行っている。相談のない時間帯に先輩相談員から後輩相談員に方針を伝えるとともに、相談電話の終了後に対応を振り返り改善している。

相談室は相談員 2 人体制で開室しており、相談員 7 人全員が集まる機会は年 4 回に限られる。相談員からはケース会議の実施を求める声があるものの、予算・雇用の制約で回数を増やせない状況である。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

相談員はマニュアルに定められた通り「こどもの最善の利益を判断の基準とすること」、「こどもの話をよく聞いてこどもの気持ちに寄り添う」、「こどもが自らの力で次のステップに踏み出せるよう支援する」という信念を持っている。こどものエンパワメントにつながる直接的な対応を一律に定めているわけではない。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

【普及啓発活動について】

現状の相談件数は不十分ではないかと課題認識がある。相談件数を増加させるには、相談室自体の認知度向上、こどもの権利そのものをこどもたちに理解してもらうこと、地域社会にとってこどもの権利を身近なものにしていくことが必要だろう。そのため、待機型の運営にとどまらず、アウトリーチ型の普及啓発活動を強化したい一方、実際に何に取り組むべきかが分からない。

一方で、相談室の周知活動とこどもの権利普及の位置付けが曖昧であることは課題である。条例はこどもの権利の周知、救済機関の設置・運営、大人の責務を柱としており、相談室は条例推進の構成要素の一つである。その中で、条例に定められたようにこどもの権利の保障に向けて、住民や施設、市役所等がどう関わるべきかを具体的な取組に落とし込めておらず、現状の取組はチラシの配布が中心である。またこどもの権利は、教育委員会や市の人権部局も啓発を行っているが連携できていない現状であり、関係部署が一体的に動く体制が必要である。

国による先進的な取組事例の提示があれば、普及啓発の具体策の参考とするとともに、関係部署との連携促進に生かしたい。

【関係機関との関係づくり】

調査・調整は権限があっても、学校等の関係機関や地域との信頼関係と制度理解がなければ機能しない。校長会への働きかけは進めているところだが、今後はこどもとの接点の多い児童クラブ、習い事等にも働きかけていく必要がある。そのため、国から連携構築に係る実例や具体的な指針が示されると働きかけを進めやすくなると考える。

【市が設置する他の相談機関との役割分担について】

市にはこどもが利用できる相談機関は複数ある。相談機関は目的ごとに分かれており、例

例えば教育委員会は学校やいじめの相談、子育て支援センターは思春期の心とからだの相談、さがみはら若者サポートステーションは自立に向けた相談を担っている。

こうした状況の中で、相談室のみを強く打ち出すことが適切かどうかについてはまだ整理できていない。「相模原市 相談しようそうしよう」では、悩みの種類に応じて相談機関を選べるよう案内ページを作成しており、相談機関は一つではなく、二つ程度を併記して選択肢を示す運用としている。ただし窓口が多いため、こども側からは分かりにくくなっているおそれがある。

オ 相談救済機関の運営にかかる今後の方針・展望

【相談受付方法について】

現在、相談手段は電話と面談のみに限っている。他自治体では手紙、メール、LINE 等も活用しているようであり、手段を拡大したいが、なかなか進んでいない。

手紙については、他自治体のノウハウを聞きながら実施したいと考えている。ただし、手紙をこどもに届ける際、家庭に送付することはできない場合には学校との調整が必要となり、学校側の理解を得る必要がある。また、文面で返信するスキルが相談室内に不足している点も課題である。

メールについては設備面が整っていない。外部からは LINE の導入を求められることもあるが、費用がかかることに加え、短文でのやり取りが相談員に馴染んでいないため、導入には至っていない。

(3) 新潟県新潟市³⁸

ア 設置の背景

【条例改正の経緯と相談室設置の理由】

新潟市では令和 3 年 12 月に「新潟市子どもの権利条例」（以下、子ども条例という。）が制定されたが、当時の条例には救済機関に関する情報が含まれていなかった（当時も救済機関の必要性は認識されていたが、附則において「今後の課題」とするにとどまっていた）。その後、実際に子どもの権利侵害事象が発生した際に救済を図る取り組みが必要であったことなどをきっかけに、条例そのものを改正し、救済機関に関する条項を付け加えた。その改正条例に基づき、救済機関の窓口として「子どもの権利相談室」を立ち上げた。

³⁸ 本調査研究の報告書では、固有名詞を除き、「子ども／こども」の表記をすべて「こども」に統一している。ただし、新潟市の意向により、本節（新潟市の取組に関するヒアリング結果の記載）のみ、「子ども」表記としている。

【条例改正・相談室立ち上げ時の参考事例】

条例改正や相談室立ち上げにあたり、先行事例として名古屋市、川崎市、世田谷区などを参考にした。例えば、相談室の運営マニュアルや業務の手引きを作成する際には、これらの先行自治体のものを参考にし、当市の実情に合わせてアレンジを加える形で作成した。具体的には、名古屋市の手引きを参考にしつつ、自治体の規模や予算感を考慮して内容を調整するなどした。救済委員を常駐させず、何かあった場合に当番の救済委員に相談するという現在の体制も、そのアレンジの一つである。

【設置場所の選定基準】

設置場所の選定にあたっては、子どもや若者がアクセスしやすいことを重視した。特に、子どもたちが自ら訪問することを想定し、公共交通機関（駅など）から徒歩でアクセス可能な距離にある市の施設を念頭に検討した。また、相談に来た子どもが必ずしも相談室に行くとは分からないよう、子どもや若者に関する他の機関も入っていることも考慮し、現在の建物（万代市民会館）を選定した。

【委員・専門員の人選と体制構築】

救済委員については、子どもの権利という観点から、まず弁護士会に機関の立ち上げを説明した上で推薦を依頼し、弁護士会内の子どもの権利に関する部会の2名の弁護士が委員となっている。大学教授の委員については、当初市側で候補者リストを作成し、市内の臨床心理系の学部を持つ大学に打診し、委員に就任していただいた。3名の救済委員が揃った段階で、業務内容の説明や市の運用方針などを共有するための打ち合わせを複数回実施した。また、開設当初は常駐体制も検討された経緯から、委員の先生方にも現状を見てもらいながら、状況を把握しつつ運用を進めてきた。

相談調査専門員については、開設当初から公に求人を出し、「社会福祉士などの資格を有すること」や「子どもの相談業務に3年以上の従事経験があること」といった要件を設けて募集した。

イ 運用の状況

【予算の確保】

条例で設置が謳われているため、財政当局に対してはその旨を説明し要望するが、市の単独予算のみで全てを賄うのは非常に厳しい状況であった。そこで、当時こども家庭庁が実施していた補助事業（令和5年度から7年度までの3カ年の実証事業）を市が受託し、その予算を充当することで立ち上げることができた。令和8年度以降の予算が懸念されていたが、来年度からメニューが多少変更された形でこども家庭庁の新たな補助事業が創設されたため、それを活用して予算を確保できている。今後も市の単独事業として運営するのは厳

しく、何らかの形で国からの支援を得ながら運営していく必要があると考えている。

【対応事例の振り返りと研修】

週に 1 回の定例会において、案件対応の協議が早く終わった時間を使い、実際に扱った案件を振り返る等の研修を実施している。担当した救済委員自身が自らの判断を深掘りして他の委員の意見を聞いたり、相談・調査専門員が救済委員の判断の意図を学んだりする良い機会となっている。

【救済委員の判断のよりどころ】

救済委員の判断のよりどころは、子どもの権利を定めた「子ども条例」そのものである。例えば、ある事案を児童相談所に通告すべきか否か判断する際、法律上の要件だけでなく、条例の「子どもの意思の尊重」という部分を強く反映させる。内容的には通告可能な事案でも、子ども自身が迷っている場合、救済委員が「ここで通告するより、もう少しこどもの話をしっかり聞く関係を継続した方が良い」と判断すれば、すぐには通告せず、子どもの意思を待つこともある。その判断が妥当であったかは救済委員自身も常に自問自答しており、法律と条例の理念を照らし合わせながら、非常に難しい判断を行っている。

【関係機関への周知と連携の在り方】

相談室の新設にあたり、関係機関や学校（小・中校長会など）にリーフレットやパンフレットを配布し、説明の機会を設けた。しかし、一度の説明で理解してもらうのは難しいため、運用開始後も様々な場面で説明を継続している。その中で、他の相談機関との違い、相談室の役割、学校など当該機関とどう関わるのかを正確に理解してもらうことが重要と考えている。

例えば、子どもから権利侵害の申立てがあった場合、当相談室は教育委員会を通さず、直接学校長に連絡を入れる。その際、行政職員である事務局は案件内容に立ち入らないという独立性の観点から、具体的な案件の内容は救済委員が行う。こうした機関の立ち位置や連携の仕組みについて、事前に校長会などで説明している。

他の行政機関との情報連携においても、当相談室は独立性を保つため、虐待対応などで情報を共有するネットワークからは基本的に外れている。児童相談所などと連携が必要な場合も、必ず子どもの許可を得てから情報を提供する形をとっており、子どもの許可なく情報を出すことはない。こうした立ち位置や連携の在り方についても、関係機関への説明を続けている。

【他機関との連携における課題】

課題として、他の相談機関に対し、当相談室の独立した立ち位置がまだ十分に浸透していないと考えている。当相談室は子どもの意思を尊重するため、例えば一時保護を要請しても、

子どもが「やっぱりやめたい」と言えば、その意思を尊重して取りやめることもある。多くの機関では大人が必要だと判断すれば支援が実行されるが、当相談室は緊急性や命に関わる場合を除き、子どもの考えや意思を最優先する点が異なる。また、連携する際の接続の仕方（事務局が間に入るべきか、救済委員が直接連携すべきかなど）についても、現在試行錯誤しながら検討している。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

【マスコットキャラクターによる周知と子どもの参画】

マスコットキャラクター「ここうさ・ここねこ」は、他の自治体の事例を参考に導入した。キャラクターがいることで子どもたちの愛着が湧き、キャラクターから相談室を連想するイメージ付けを狙っている。募集や名称決定にあたっては、学校を通じて GIGA スクール端末や手紙で周知し、子どもたち自身にデザインを考えてもらい、投票にも参加してもらうことで、より関心や興味を引く取り組みとして実施した。これは相談室の周知とイメージ向上に大きく貢献した。

【子どもの意思を尊重した相談対応】

子どもに徹底的に寄り添う対応を心がけている。例えば、相談フォームからメールでのやり取りが始まったケースで、委員としては直接会って話を聞きたいと思っても、子どもがメールでのやり取りを望む限りは、会うことを強要せずに対応を続ける。そうしたやり取りを十数回重ねる中で、子ども自身のタイミングで「会って話がしたい」と言ってくることもある。子どもの気持ちを大事に寄り添うことで、子どもが心を開き、当初の相談とは違う内容も話してくれるようになるなど、子どもたちの支えになっていると感じる。

また、児童相談所（児相）に事案をつないだ後も、子どもから「また話を聞いてほしい」と連絡があれば、相談を打ち切ることはない。その際は、児相が子どものために動いていることを最優先で伝えつつも、話を聞くスタンスをとっている。その上で、児相に伝えていない情報のうち、子どもに「児相に話したことと、話していないことはどれ?」「話していないことの中で、児相に伝えてもいいことはどれ?」といった確認を取り、こどもが伝えることを許可した内容を児相にフィードバックするなど、子ども中心の対応ができるよう配慮している。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

【開設時間や相談方法の検討】

立ち上げ当初、勤務時間や開設日、相談調査専門員のシフトなどについて様々な試行錯誤があった。相談者が相談しやすい時間帯や面談に来る際の都合を考慮し、土曜日の開設や、官公庁の一般的な終業時間である 17 時以降も、放課後や帰宅後の時間を想定して平日の夜

間（19時まで）の対応を決めた。

相談方法については、他の自治体で導入されている LINE 相談も当初検討したが、即時的な返信への対応が困難であることや、技術的な準備が整わないことから、現段階では導入を見送っている。また、LINE は電話番号でのアカウント取得が基本であり、すべての子どもが携帯電話を持っているわけではないという利用の現実性や、24 時間対応できない体制で相談が途切れてしまう可能性も課題となり、現在の電話、対面、メール、Web フォーム、手紙・はがきという方法になっている。

【機関の独立性と施設利用の調整】

相談室は独立した市長直属の機関であるため、他部局との協議はそれほど多くない。一方で、入居している市の施設の所管条例では、相談窓口のような機関の設置が想定されていなかった。そのため、施設の利用にあたり、条例改正の可否も含め、関係課と時間をかけて調整を行った。結果として条例改正には至っていないが、本来条例に定めがあるべきかを関係者と調整し、最終的に設置場所を決定した経緯がある。

オ 相談救済機関の運営にかかる今後の方針・展望

【相談案件への対応の「質」向上】

予算的な見通しもないため、規模の拡大は考えておらず、一つ一つの相談案件に対する対応の「質」を上げていくことを目指している。具体的には、子どもの考えや悩みを救済委員がしっかりと受け止め、子どもの権利救済という基本を徹底すること、そして関係機関との連携の質を向上させることが挙げられる。連携においては、当相談室の立ち位置を十分に理解してもらうとともに、我々自身も他の関係機関の役割や機能を深く理解し、救済委員が事案をつなぐ際の適切な判断材料とすることが重要である。

【制度改善への働きかけと啓発活動の推進】

個々の事案への対応だけでなく、その背景にある制度や、子どもの権利に対する人々の考え方やといった根本的な部分に働きかけていくことも、救済機関の大きな役割と考えている。他の自治体では校則に関する案件で学校に勧告を出した事例もあると聞く。当相談室でも、いじめや不登校、虐待といった深刻な案件だけでなく、例えば「子どもたちが遊び場所について地域の区役所に尋ねに行ったが、職員の対応にがっかりして帰ってきた」といった、日常の中で子どもの権利への意識向上への課題も広く受け止められるようにしていきたい。そのような「こんなことを相談していいのかな」と感じるような小さな声も拾い上げることで、相談室の意義が明確になり、市全体で子どもの権利が守られているかを見つめ直すきっかけにもなる。周知啓発を図りながら、多様な案件が寄せられるよう働きかけていきたい。

【ネットワーク構築の推進】

国の補助メニューを活用し、令和 8 年度から地域全体でのネットワーク構築事業に取り組む予定である。救済機関として独立性や第三者性に配慮しつつ、いかに関係機関とのネットワークを構築していくか、その手法について検証し、相互にとってスムーズな連携が図れる体制を目指したい。

【他自治体から得たい情報等について】

今後の運営の質をさらに向上させるため、他自治体の知見などを参考にしたい。例えば、LINE など複数の相談手法を導入している自治体におけるデータの一元管理や共有の方法、また、市の事務局と独立した委員との協力関係の在り方（業務の線引きや話し合いの手法）などについて情報を得たい。

また、GIGA スクール端末の活用に関する問題にも関心を持っている。当市では端末の相談フォームから相談を受け付けているが、GIGA 端末では多くの自治体でセキュリティ上の理由で個別のメール送受信は制限されており、相談を受けてもその端末に個別に返信ができない状況である。特に自身の携帯電話を持たない低学年の子どもや、家庭の事情で家の電話を使えない子どもにとって、GIGA 端末の活用可能性があるのではないかと考えているが、このように双方向のコミュニケーションが成立せず、心理ケアのツールとしては残念ながら機能していない。特に、相談を送信したにもかかわらず、返信を待っている子どもがいることも予想されることから、必要事項を記入しないと送信できないようにするなどの相談フォームの改善を進めるなどの対策を講じている。しかしながら、こうした対応は本質的な問題の改善にはつながらない。他自治体での好事例があればぜひ情報を共有してほしいと考えている。

（４）東京都中野区

ア 設置の背景

【設置目的】

中野区子どもの権利救済委員（中野区子どもオンブズマン）は、中野区子どもの権利に関する条例の制定に伴い、こどもの権利の侵害からの速やかな救済とこどもの権利の保障をはかることを目的として設置した。同条例施行規則に基づき、こどもの権利の保障についての相談のための窓口として、中野区子どもオンブズマン子ども相談室「ポカコロ」を設置した。

【設置時の課題】

独立性を考慮したうえで、子どもオンブズマン、子どもの権利救済相談・調査専門員、事

務局の役割や体制を構築することや、子どもオンブズマンの人選が課題であった。

イ 運用の状況

【予算】

子どもの権利救済委員報酬等 6,633 千円

子どもの権利救済相談・調査専門員（会計年度任用職員）報酬・旅費 13,355 千円

子ども相談室維持管理・事務費等 1,332 千円

【人員体制】

子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども政策担当課長 1 名

子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係 3 名

分掌事項：子ども相談室の運営に関すること、子どもの権利に係る普及啓発に関すること

【子ども相談室の運用状況】

開室日時：月～水、金 午後 1 時～午後 7 時 土 午前 10 時～午後 4 時（木曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

相談方法：電話、メール（フォームあり）、手紙（専用様式あり）、来室

人員体制：

子どもの権利救済委員 4 名（任期 2 年）

子どもの権利救済相談・調査専門員 4 名（会計年度任用職員）

事務局 3 名（中野区子ども教育部子ども・教育政策課子ども相談係職員）

【令和 6 年度相談受付状況】

相談件数：全相談 107 件（新規相談 94 件、前年度からの継続相談 13 件）

相談者：新規相談 94 件のうち、こども：73 件、こども以外（大人や関係機関）：21 件

相談内容：こどもからは、いじめ疑いを含めた交友関係、家庭・家族、教職員等の指導に関する相談が多い。

【関係機関との連携】

「独立性」の観点から、積極的な関係機関との連携はしていない。一方、虐待やいじめ・体罰が疑われる相談については、児童相談所や教育委員会・学校等に情報提供することがあるが、その場合でも、子ども相談室に相談してきたということのこどもの思いを考慮し、子ども相談室としてできる対応をとる。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

相談対応にあたっては、こどもの思いや考えを受けとめ、こどもにとって一番よい方法を一緒に考える。そのうえで、こどもが「これなら大丈夫」と思える方法で対応することを大切にしている。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

【運営する中での課題・解決に向けた取組】

・相談ツール

課題：小学校低学年など、相談手段が限られるこどもに対してどのような相談ツールを用意するか。

解決策：区立小中学校の学習用端末に相談フォームのアイコンを設定した。ただ、学習用端末には返事ができないことが課題となっている。

・相談者への返事（コンタクト）ができない場合の対応

課題：返事を希望する相談に対して、返事を受ける方法の記載不備や、携帯電話の設定等で電話やメールを受けられないこどもに対して、どのように返事をするか。

解決策：学習用端末は返事ができないこと、返事を受けるためには必要事項を誤りなく記載するよう広報・周知はしているが、解決には至っていない。

・虐待やいじめ、体罰等の緊急対応が必要なケース

課題：救済委員の出勤がないときに緊急の相談が寄せられた場合の対応と、関係機関（児童相談所や教育委員会等）との連携の判断やタイミング。

解決策：緊急対応を行う場合には、救済委員の出勤がないときでもメールなどで対応方針を確認し、迅速な対応を行う。また、児童相談所や教育委員会と連携についての協議を行っている。

・設置場所及び環境

課題：こどもが自分の足で相談室に相談にくることは物理的にも心理的にもハードルが高いため、身近な場所で気軽に相談できる環境をどのように設定するか。

解決策：次年度以降は、区役所本庁舎内で移動型の相談室の運営を試行する。

・救済委員の勤務体制

課題：こどもの権利に見識がある委員構成としているが、弁護士、大学教授等他業務との日程調整が難しい。

解決策：来室できる救済委員のみの会議実施とすること、オンラインでの勤務とすること

などできうる限りの体制で運営をしている。

・救済委員の勤務実態に即した報酬の在り方

課題：緊急時の対応や相談者が希望する時間・場所での対応が必要となり、日額又は月額といった、現状の報酬体系では実態に即した報酬の支払いが難しい。

解決策：現状の支払い方に即した勤務体系で、およその勤務時間を双方で確認してその範囲内で勤務をするようにしている。

オ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

今後は、児童館をはじめとした区内各地へのアウトリーチ活動の強化や、小・中学校への子どもの権利に関する出前授業を実施するなどして、子どもの権利・子ども相談室の普及啓発を推進していく。

(5) 青森県むつ市

ア 設置の背景

令和 6 年 4 月にむつ市こどもの笑顔まんなか条例を施行し、こどもオンブズパーソンを設置した。設置のきっかけは現市長の公約であり、市長選時のマニフェストに「こどもの権利を大切にする」「こどもの笑顔を守る」という政策を掲げていたことが起点となった。市長の強い思いが最も大きな要因であった。

設置の際には、こどもの権利擁護事業において 10 年以上の実績があった近隣の青森市も参考となった。むつ市で事業の検討を開始してから青森市との情報交換や見学を行った。

むつ市こどもの笑顔まんなか条例制定にあたっては、他自治体での取組事例が少ない中、青森市のほか、東京都小金井市等の先進自治体を参考にし、様々な関係者を集めて検討を進めた。当時の担当者からは、本来であれば協議会等を設置して条例制定に取り組むべきだったが、令和 6 年度からの施行を目指す中で時間的制約があったため、市が作成した条例案にパブリックコメントを募集し、議会にかけて条例制定に至ったとのことである。

イ 運用の状況

【組織体制について】

こどもオンブズパーソンは 2 名体制で、1 名は社会福祉関係の大学教員、もう 1 名は市内で弁護士事務所を開いている弁護士が務めている。オンブズパーソンは市の非常勤特別職として任命されており、任期は 3 年である。

むつ市は人口約 5 万人の小規模な自治体であり、人材が豊富とはいえないなかで、オン

ブズパーソンの人選にあたっては、青森大学に依頼するなどの対応を行った。大学教員のオンブズパーソンについては、当初別の人物が就任していたが、その前任者は東京へ異動となったため、前任者からの推薦により現在の社会福祉学科の教員が就任した。弁護士については、むつ市は弁護士も少ない地域であるため、地域内で多忙な方に依頼せざるを得ない状況であった。ただし、自治体内の人材に委嘱することに拘っているわけではなく、こどもの多岐にわたる問題に対応できる方がよいと考えている。大学教員のオンブズパーソンは他自治体在住だが、オンライン会議も活用して会議を円滑に開催できている。

こどもの権利相談員（以下、相談員という。）は1名体制で、元小学校教員が退職後に会計年度任用職員として専従で従事している。主な業務は相談対応（対面、電話、メール等）と出前講座等の啓発事業である。

事務局はこどもみらい部子育て支援課が担当しており、予算も同課に措置されている。

【こどもオンブズパーソン会議の運営体制について】

オンラインも併用して定期的に開催している。会議では、相談員からの報告を受け、オンブズパーソンがその対応をスーパーバイズする形で助言を行っている。これまで緊急のケース会議を開催したことはない。

【相談対応の状況について】

相談員が、電話、対面、メール等で相談を受け付けている。必要に応じて教育委員会や学校への報告・連携を行う。

相談全体の9割程度は保護者からの相談である。こどもがそれらの課題に直面していて、どうにかしたい、という相談が多い。内容は、トランスジェンダー、いじめに関するものなどだが、こどもからの相談は少ない。

【調査・調整機能について】

<該当する内容なし>

※現時点では申立てまで進むケースはなく、相談対応が中心となっている。

【予算について】

令和7年度のこどもの権利事業全体の予算は369万9千円である。内訳は以下の通り。

- ・ こどもの権利相談員の人件費
- ・ こどもオンブズパーソンの報酬
- ・ こどもの権利事業に係る広報費（ポスター作成等）
- ・ むつ市こどもの笑顔まんなかモニター事業費（小学校4年生から18歳までのこども・若者モニターを募集し、市政に関するアンケートを実施する事業）
- ・ 市内全小・中・高校生への相談窓口周知カード配布費用

- ・ 大人向け講演会事業費

【周知活動について】

① 普及啓発物の作成・配布

市内の全小・中・高校生に対し、こどもの権利相談窓口を知ってもらうために、カード形式の普及啓発物を毎年配布している。

② 出前講座の実施

学校等を回り、こどもの権利について周知する出前講座を実施している。令和 7 年度は十数回の出前講座を実施している。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

【教育委員会との連携】

教育委員会に相談員との連携担当者を 1 名決めてもらい、窓口を明確化することで連携しやすい体制を構築している。

教育関係の相談については教育委員会と連携して対応することが多く、相談員が教育委員会に足を運びやすい環境が整っている。

【要保護児童対策協議会との連携】

事務局である子育て支援課内に要保護児童対策協議会を担当するグループがあり、相談員の席と隣り合っている。これにより、こどもの権利相談窓口と要保護児童対策協議会との連携が図りやすくなっており、必要に応じて双方向で情報を共有している。

【地域住民との連携】

ある事例では、こどもの興味・関心を踏まえ、こどもの関係者が持つ地域とのつながりを活用して、地域住民と連携した支援の機会を創出した。また、その連携を単発で終わらせず、当該住民を含む複数の関係者で構成される支援チームで継続的な伴走支援を行い、こどもの行動変容の後押しにつながった。

【相談対応における工夫】

相談員は、元教員としての経験を活かし、保護者やこどもの困り感・生きづらさの解消を第一に考えた対応を心がけている。

相談対応にあたっては、各学校の校長への報告・連絡を行うとともに、教育委員会とも連携しながら進めている。

【他自治体との情報交換】

令和 7 年夏頃に青森市の調査相談専門員とオンラインで情報交換を実施した。青森市は県内で、こどもの権利擁護の取組について 10 年以上の実績がある自治体であり、同じ青森県内という風土・文化の共通性から、互いに共感しやすかった。

むつ市では、周知に課題があるため、それについてどう工夫したか、と質問した。回答から得られた具体的な知見は以下の通り。

- ✓ 周知カードの配布時期・形態・回数の工夫（全国的に自殺が最も多いとされる 9 月 1 日の手前の夏休み前に配布することで効果的な周知を図る・小学生には、こどもが日常的に使える定規型の周知カードを作成・配布する・年 1 回ではなく複数回配布することで周知効果を高める）
- ✓ 携帯電話を使用するこどもが多いことを踏まえた広報物での QR コードの活用
学校だけでなく、クラブの指導者や団体の会長からも話を聞く必要があるケースがあることや学校と話をする際は、複数で対応する体制づくり

青森市とは、今後も担当者レベルで情報交換を継続したいと考えている。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

【周知の課題】

条例制定後、相談窓口を設置したタイミングから、各学校を回り、相談窓口ができたことや、特徴としてこどもからの相談が可能であることを強調したが、こどもからの相談は少ない。令和 5 年と令和 6 年 12 月に実施したアンケートにおいて、こどもの権利に対する認知が地域に十分浸透していないことが明らかになった。こども、大人、教員を含め、地域全体への浸透が課題である。

最も注力すべきと考える課題は、こどもからの相談を気軽に受けられる窓口として機能させることである。

【緊急時対応の課題】

オンブズパーソンから、緊急時や自殺に関する相談への対応整備の必要性が課題として挙げられている。現在、オンブズパーソンは定期的な会議への参加が中心となっている。緊急時等で相談員だけでは対応しきれない場合に、オンブズパーソンと迅速に連携して対応できる体制の整備が今後の検討課題である。

現在、青森市の緊急対応のフローを参考に、「こどもの権利相談窓口緊急対応フロー」を作成中である。緊急性がある相談が寄せられた場合、まず庁内で緊急性を判断し、速やかに

こどもオンブズパーソンに報告・相談する。その後、児童相談所、教育委員会、むつ警察署等の専門機関につなぐという流れを確立しようとしている。

このフローで重要なのは、まず相談員が受けたケースのリスクを庁内で共有し、その後の判断をこどもオンブズパーソンで行い、専門機関につなげるという関係者間の共通認識を持つことである。

緊急時とは、様々なケース（自殺、虐待、非行等）が想定されるため、まずは大枠の流れを確立し、専門家の判断のもとで適切な機関につなげる体制を整えられるよう、次回のオンブズパーソン会議（令和7年3月開催予定）において、緊急時対応フローの確立に向けた議論をする予定である。

なお、こどもの権利相談員がこどもの相談救済機関を設置している4つの自治体に電話で問い合わせたところ、いずれの自治体も緊急時対応は課題と認識しており、個別の事情や状況に応じて対応しているものの、マニュアルやフローは今後の課題であるとの回答が多かった。

【相談対応における課題】

相談員が一人で対応する中で、保護者への対応やこどもへの対応それぞれにおいて、どこに注意すべきか、どう対応すべきかについて、参考となる情報が不足している。特に、経験の少ないLGBTQ、トランスジェンダー、自殺関連の相談への対応に不安がある。これらは相談員にとってこれまで身近ではなかったテーマであり、具体的な対応事例を他自治体から学びたいというニーズがある。

都道府県が異なると体制自体が大きく異なる場合もあり、取組状況を聞いても、自分たちの取組に生かしくい場合もあるが、こどもの権利相談に関しては、実施している自治体が少ないため、どの自治体であっても情報を聞きたいというニーズがある。相談員は、自主的に、ネット検索などで他自治体の取組報告書にも目を通していているが、数が少ない。

【申立て制度の運用について】

申立て制度のフローを定めているが、現時点では申立てに至ったケースはなく、実際にフローに沿って運用できるかについては課題も出てくると思われる。

オ 相談救済機関の運営にかかる今後の方針・展望

【こどもの権利の周知について】

当面の課題は、こどもの権利の認知度向上である。次回のアンケート調査では、令和6年12月時点の調査結果よりも認知度が向上することを目指している。

こどもの権利が、むつ市民にとって身近で聞きなじみのある言葉になることを目指し、出前講座等を継続的に実施していく方針である。

【既存事業の継続・改善】

令和 7 年度については、新規事業の実施予定はなく、既存事業の継続と改善に注力する。具体的には、オンブズパーソンからの提言を踏まえ、以下の取組を検討・実施する。

- ・ 周知カードの形態の工夫（小学生が日常的に使える定規型等）
- ・ 配布時期の見直し（全国的にこどもの自殺が最も多いとされる 9 月 1 日前の夏休みに入る前等、効果的な時期への変更）
- ・ 校長会等での周知活動の継続
- ・ 年間スケジュールはすでに組まれており、啓発物を配布する時期やイベントを実施する時期、こどもモニターを募集する時期については計画が立てられている。

【緊急時対応体制の整備】

課題の節で記述した緊急時対応フローについて、今後検討を進める予定である。

（6）滋賀県

ア 設置の背景

滋賀県では、平成 18 年に滋賀県子ども条例を制定していたが、条例制定から長い年月が経過し、こどもを取り巻く環境が大きく変化していることや、こども基本法制定・こども家庭庁設置など子ども政策への関心が高まる中、知事の強い思いもあり、当事者であるこどもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる滋賀県」を進めるため、新たな条例である滋賀県子ども基本条例（以下、「子ども基本条例」という。）の制定の検討を始めることになった。

子ども基本条例は、令和 4 年度途中から滋賀県子ども若者審議会の下に新たに条例検討部会を設置し、計 8 回にわたり検討が重ねられた。

子ども基本条例の制定過程においては、当事者であるこどもの意見を聴き、それを反映するため、条例検討部会の委員には 子育て支援関係者、小中高の教員、弁護士、大学教授などのほか、高校生や大学生も当事者も委員として参画した。高校生および大学生は、公募ではなく、子ども県議会事業などこれまで県が実施した事業に参加していただいた方の中から任命した。以前から県が実施していた子ども県議会等の事業で、こどもの権利に関して発言していた者等に参画を依頼した。加えて、こども向けのパブリックコメントや WEB アンケートなどのこどもの意見を聴く取組を進めたところ。

検討の中では、こどもは大人と比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、様々な権

利侵害を受ける状況に置かれていることが指摘され、子どもの権利を守る具体的な仕組みとして救済機関の設置を求める意見が多く出され、滋賀県子どもの権利委員会（以下、子どもの権利委員会という。）の設置に至った。

イ 運用の状況

【相談対応体制について】

滋賀県では、平成18年から「滋賀県子ども・子育て応援センター（愛称：こころんだいやる）」（以下、「こころんだいやる」という。）というこどもに関する横断的な電話相談窓口を運営してきた。こころんだいやるは基本的に匿名で相談を受け付けており、主に、傾聴、関係機関の紹介、状況に応じた関係機関への直接連絡という3つの機能で対応している。電話相談員の上に所長が置かれ、相談対応はその体制の中で完結する運用がなされてきた。

令和7年10月1日の子どもの権利委員会の設置に伴い、相談では解決が見込めない事案については、子どもの権利委員会による救済の申立てにつなげる仕組みとしている。具体的には、相談者へのエンパワメントをしても、本人だけでは限界があると考えられる事案など、救済の申立ての案内が適切だと思われる事案に対しては、相談者に子どもの権利委員会の仕組みを案内し、本人が希望すれば申立てに至る流れである。

【子どもの権利委員会の運営体制について】

子どもの権利委員会は5名の委員で構成される。多角的な視点から事案を検討するために、学識経験者、弁護士、心理、社会福祉、人権、教育といった様々な分野から委員を選任している。

委員会は2～3週間に1回のペースで開催され、5名の委員が集まり、各ケースの面談や関係機関への訪問結果の報告を受けた上で、合議により今後の方針を検討している。現在は設置から間もないこともあり、1事案につき2名の委員を担当委員として選定し、丁寧に対応する方針をとっている。事務局は、面談や関係機関への訪問に同行し、記録作成等の事務を担っている。機関の独立性や第三者性を確保する観点から、基本的に事務局が積極的に介入するのではなく、委員の活動のバックアップに徹する立場をとっている。ロジスティクス（日程調整、関係機関との連絡調整等）は全て事務局が担当している。

【調査・調整機能について】

令和7年10月の設置以降、4件の申立てを受理しており、いずれも現在進行中である。市町等の関係機関の協力を得ながら調査・調整を進めている状況である。

申立て事案の中には、委員会として最終的に提言（意見表明）を行うことも視野に入れながら検討している事案もある。

一方、「こころんだいやる」での相談の中で、関係機関につないだことで解決の糸口が見

えた事案もあり、全ての相談を委員会が受けるのではなく、一定の整理をしながら対応している。

なお、2～3 週間に 1 回の委員会開催ペースであることに加え、委員の合議により検討を進めていく ため、申立てから対応までに時間を要する現状がある。申立て時にスケジュール感を説明し、理解を得た上で進めている。

【独立性・第三者性について】

子どもの権利委員会は地方自治法上の附属機関として設置されている。附属機関である以上、執行権を持たず、独立性・第三者性に一定の限界があるという前提の下、制度設計を進めた。そのため、申立てについて一旦知事が受け、知事が委員会に調査等を求める仕組みとするなど、知事と附属機関の関係性を念頭に置いた仕組みとしている。子どもの権利委員会の発意による調査についても規定は設けているが、知事の同意を間に挟む形としている。

子どもの権利委員会の事務局は、子ども若者部子どもの権利室が担っている。子どもの権利室は子ども若者部の直下に設置されており、子どもの権利委員会および「こころんだいやる」に関する事務のみを担っている。救済機関の独立性・第三者性を考えるにあたって、事務局の位置付けも重要であると考えており、その意味において、行政組織上一定の独立性を担保しているところ。

【予算について】

こころんだいやるの人件費は年間約 3,500 万円、運営費は約 210 万円であり、従前から予算を確保してきたところ。子どもの権利委員会の予算は、令和 7 年度が約 210 万円（10 月設置のため半年分の予算）、令和 8 年度は約 350 万円を措置している。知事の意向に基づく設置であったこともあり、予算確保に大きな困難はなかった。ただし、令和 7 年度は 1 事案に対して委員 2 名体制での対応等により当初予算では不足が生じ、補正予算により委員報酬等の増額を行っている。

【相談受付方法について】

こころんだいやるでは電話による匿名相談を基本としている。子どもの権利委員会への申立てにつながる場合には、氏名や電話番号を相談者自ら開示してもらう必要がある。

子ども権利委員会につながる手段は「こころんだいやる」だけではなく、別の課で運営している LINE 相談窓口においても、こどもの権利侵害事案があれば権利委員会につなぐ連携体制をとっている。なお、「こころんだいやる」の相談件数は減少傾向にある一方、LINE 相談窓口の件数は増加傾向にあり、電話離れが進むこどもへの対応として機能している。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

【こどもへの対応について】

対応する際には、子ども基本条例のパンフレット（小学生向け・中高生向けの2種類）を用い、こどもの権利そのものについて分かりやすく説明するところから始めている。

子どもの権利委員会として、こどもに対しては「あなたには言う権利がある」「話を聞いてもらう権利がある」ということを丁寧に伝えている。同時に、言いたくないことは言わないことも選択できることも説明している。必ずこどもと面談を行い、こどもにとっての解決のイメージを直接確認しながら、こどもの最善の利益を図るために何ができるかを合議で検討している。

【こどもの権利の周知について】

子ども基本条例において、委員の職務としてこどもの権利の周知に取り組むことを明記している。これに基づき、出前講座の形で学校等に出向き、活動を開始している。現在は依頼ベースで実施しており、教材はオリジナルで作成している。

ただし、学校からの依頼は体育館に一学年全員を集めての講演形式も多く、深い理解につなげることが難しいという課題がある。クラス単位での実施であれば、ワークショップ形式などでより理解を深めることができるだろう。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

【参考とした自治体について】

県レベルの救済機関として、埼玉県の実際の運用について視察し参考にした。

【「こころんだいやる」との接続について】

「こころんだいやる」（電話相談員）と子どもの権利委員会（委員）を明確に分離した二層構造としているため、どの段階で子どもの権利委員会への申立てにつなげるかは個別の判断が必要で、明確な判断基準が定まっている訳ではない。基準を緩和すると委員会对応となる件数が増加し、対応しきれなくなることも考えられる。他の自治体のように相談段階から委員が関与していれば問題とならないケースもある。匿名相談から実名での申立てへの移行の難しさも含め、引き続き検討が必要な課題である。

【迅速性と合議体としての在り方について】

2～3週間に1回の委員会開催ペースでは対応に時間がかかり、他の自治体と比べて迅速性に欠ける面がある。一方で、附属機関としての合議体である以上、委員一人に判断を委ねることの是非もあり、迅速性と丁寧な合議のバランスが必要である。なお、委員のスケジュール確保には苦勞しており、面談や訪問の日程調整が実務上の課題となっている。

【市が設置する他の相談機関との役割分担について】

滋賀県内 19 市町には、こどもの権利に関する相談救済機関が設置されていない状況にある。そのため、市町立学校で生じた事案も子どもの権利委員会のターゲットとなり得る。

市町との関係においては、県と市町は対等の関係にあることから、県の条例に市町に対する調査・調整への協力義務や資料提出義務を規定することは困難であり、依頼ベースで協力を求めざるを得ない。現時点で受理している 4 件の申立てについては、市町の関係機関から協力を得ながら調査・調整を進めることができている。子どもの権利委員会は、例えば市町の非違行為を暴いたり、裁定 するようなものではなく、こどもにとっての解決を目指すものであることを説明し、市町の理解を得ている。

各市町（基礎自治体）単位で救済機関が設置される方が、こどもにとって手厚い対応が可能になるかもしれないが、現在の滋賀県下の状況を踏まえると、市町との連携をより一層深めていきたいと考えている。

【関係機関との関係づくりについて】

令和 7 年度は子ども基本条例の施行初年度ということもあり、市町が集まる会議や教育委員会関係の会議等の様々な場に出向き、条例全体の説明と周知を行っている段階である。県内市町に救済機関が設置されていないため、市町立学校も対象となることから、教員等の現場レベルも含めて理解を深めていくことが重要と認識している。また、今後、児童クラブや民間施設等のこどもに関係する者への一層の周知や制度理解を深めていきたいと考えている。

【普及啓発活動について】

子どもの権利委員会を含めた子ども基本条例の周知パンフレット（小学生向け・中高生向け・大人向け）を作成し、データによる配布だけではなく、特定の学年の県内のこどもに対しては紙ベースで配布する取組を進めている。また、子どもの権利委員会の入口となる相談窓口である「こころんだいやる」の相談カードを、県内の小学生から高校生までの全てのこどもに配布しているところ。

こどもの権利を守るためには、こどもだけではなく、こどもの周りにいる大人への理解も深めていく必要があると認識しており、委員による出前講座等の取組を進めていきたいと考えている。

国による先進的な取組事例の提示があれば、普及啓発の具体策の参考とするとともに、関係部署との連携促進に生かしたい。

オ 相談救済機関の運営にかかる今後の方針・展望

【「こころんだいやる」との連携の在り方について】

「こころんだいやる」と子どもの権利委員会の連携について、今後さらに検討を深めていく必要がある。他の自治体では委員自ら相談に対応しているケースもあると聞いており、現状のように切り離した運用を続けるのか、委員がどこまで関与するかなどについて、迅速性と附属機関としての合議体の在り方を踏まえ、滋賀県ならではの体制を引き続き模索していきたい。

【こどもの権利の周知について】

出前講座を県内の学校等でさらに展開し、こどもたちが定期的に権利について学ぶ機会を設けることができるよう、各市町とも検討していきたい。

（７）静岡県富士市

ア 設置の背景

富士市では、令和元年２月議会における市長答弁を契機として、子どもの権利条例の制定作業を進め、令和２～３年度の懇話会開催や市内約６,８００人のこどもからの意見聴取を経て、令和４年４月１日に富士市子どもの権利条例を施行した。

また、条例第１８条に基づく、こどもの権利侵害に迅速かつ適切に対応する体制として、令和４年５月１０日に富士市子どもの権利救済委員を設置した。

【設置に当たって課題となったこと】

① 市長と救済委員との関係について

他の自治体では、市長から独立した立場（オンブズマン制度など）で救済委員が調査等を行えるよう、救済の申立て先を救済委員とし、救済委員が調査結果を踏まえて勧告等を行う事例があるが、当市では地方自治法上の解釈において、市の附属機関として設置することとした。

その結果、救済の申立て先を市長とし、市長が救済委員に調査を諮問し、調査結果を踏まえて必要な是正等の措置を講ずることとしている。

また、救済委員の自己の発意による調査についても同様の扱いとし、附属機関としての性質上、最終的な決定権は市長にあるものの、救済委員の調査結果を最大限尊重し、措置を講ずると規定している。

② 専属の相談機関の設置について

こどもの権利に関する第一次的な相談窓口を、既存のこども家庭センター内にある「子

ども何でも相談」窓口置くか、別に独立した相談窓口を設置するか検討を行った。

その結果、既存の「子ども何でも相談」は相談窓口としての認知度が高いこと、また予算面などから新たな人員配置が困難であったことから、「子ども何でも相談」を権利救済の第1次的な相談窓口とし、救済委員を補佐して相談・調査・調整等を行う相談員を配置することとした。

③ 既存のタブレット相談との関係について

当市では、市内すべての小中学生に配付しているタブレット端末内に、教育委員会が電子相談フォーム「ほっとデジタル相談・ふじ」を設置したことから相談窓口が2つ存在する状態になっている。

このため、同フォームのバナーの近くに「子どもなんでも相談窓口」を案内するバナーも掲載し、こどもが利用しやすいようにした。

イ 運用の状況

【救済機関の体制】

救済委員は、市の附属機関として設置しており、定数は3人以内である。現在は代表救済委員1人（弁護士）及び救済委員（臨床心理士）1人の2人体制としている。

こどもの権利に関する第一次的な相談窓口は、富士市こども家庭センター内に設置しており（「子ども何でも相談」）相談員を8人配置している。

【職務】

救済委員は、こどもの権利に関する相談について、こどもと一緒に解決方法を考え、必要に応じて助言及び支援を行っている。こどもの権利に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うとともに、調査又は調整の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう要請や提言をし、こどもに関する制度改善を求め意見表明を行う。

相談員は、電話やメールなどにより寄せられる相談に対応し、こどもの話を傾聴し、こども自身の解決の支援を行う。また、救済委員の職務を補佐し、学校や関係機関などに働きかけて、こどもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者と話し合いの場を設けるなどの調整活動を行う。

【予算について】

予算は、救済委員の報酬（令和7年度：600,000円〔報酬30,000円×2人×10回〕、別に費用弁償あり）など、必要最小限の予算を計上しており、県補助金（安心こども基金）を活用している。

【運用について】

こども家庭センター内に「子どもなんでも相談」窓口を設置し、相談員が第1次的な相談対応を行っている。救済申立てがあった場合には、同相談員が子どもの権利救済委員を補佐し、学校等の関係機関への調査に当たっての調整等を行っている。

救済申立てがあった場合は、速やかに救済委員会議を開催し、調査の必要性の有無を検討している。

調査の実施を決定した場合には、申立者との面談に加え、必要に応じて学校、教育委員会、福祉機関、医療機関など関係者への事実確認を行い、その調査結果を市長に報告・要請している。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

【周知啓発について】

小中学生に向けて継続的に周知啓発（チラシ配布、ポスター掲示、こどもの権利に関する出前授業等）を行うことで、こども自身が相談できる窓口としての認知が広がっている。（子どもの権利条例の認知度 小学生：(R6) 32.0%→(R7) 39.2%、中学生：(R6) 46.7%→(R7) 52.1%）

【自己の発意による調査について】

令和6年4月、市長宛に提出されたこどもの権利に係る救済申立書では、「小学校で行われている生い立ちを振り返る生活科の授業や『2分の1成人式』について、さまざまな背景をもつこどもの人権に配慮が必要ではないか」との申立てがあった。

当該申立てについては個別事案としての調査は行わなかったが、条例第19条第2号の規定に基づく救済委員の自己の発意により、市内の小中学校、保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所に対し調査を実施した。

その結果は市ホームページに公表するとともに、校長会・園長会等で説明し、市全体で教育活動の見直しにつなげている。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題と展望

【制度の認知度】

制度の認知度は向上してきているものの、まだまだ十分ではないと考えている。「救済」という名称や制度そのものに敷居の高さを感じるこどもも一定数いると思われるため、こどもが利用しやすい相談窓口（SNS など）の整備を今後検討していきたいと考えている。

また、周知・啓発を継続的に行うことも重要であり、ウェブサイトやチラシ、ポスター等にキャラクターを用いて紹介するなど、こどもが気軽に相談しやすくなる工夫を進めていきたいと考えている。

【独立した相談窓口の設置】

前述した教育委員会の電子相談フォーム「ほっとデジタル相談・ふじ」と、こどもの権利救済の相談窓口である「子ども何でも相談」に寄せられた相談内容を一元化し、救済につなげる仕組みを構築する必要性があると感じている。

いずれの窓口から相談しても、内容に応じて教育委員会や権利救済委員につながる事が望ましいが、現状ではそうになっていない部分もあり、課題であると考えている。

【学校等への調査・調整】

学校等への調査・調整に当たっては、教育委員会との密な情報共有が不可欠であり、また、救済委員の調査結果を学校や地域の制度改善につなげる仕組みづくりも課題と感じている。

【救済委員の活動】

現状、救済委員は不服申立書の提出があった後に、面談や聴き取り等の活動を行っていることから、日常的な相談（例えば週1回の相談日を設ける等）に対応したり、周知啓発業務に関わる体制づくりも必要ではないかと感じている。

（8）大阪府泉南市

ア 設置の背景

泉南市は、2012（平成24）年10月に「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定された。当時は、相談救済のための公的第三者機関の設置はうたわれていなかった。相談救済のための公的第三者機関の必要性については、条例委員会の2014（平成26）年の第2次報告より、継続的に提言をもらっており、2018（平成30）年の第6次報告においては、「泉南市モデル」の設計にむけての考え方が示された。それらの提言を受け、2019（令和元）年7月、泉南市公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）の創設に向け、関係部署（総合政策部人権推進課が庶務を担い、教育部、健康福祉部）による準備検討委員会を設置したが、制度についての共通理解を図るためには、さらなる研修と財源確保が必要であることから、国の交付金事業を活用し、公的第三者機関設置にむけた検討を進めることとなった。

公的第三者機関を検討する中、2022（令和4）年3月、市内中学校1年生が自ら命を絶つという事案が発生し、改めてこどもにやさしいまちを目指すことが必要という観点から、早急にこどもの救済制度設置の必要性から、2025（令和6）年度中に救済委員会を設置することを目指し、2024（令和6）年4月より救済委員会設置に向けた「相談・救済機関設置にむけた専門部会」を設置し、度重なる会議を経て今回の条例案を作成した。

【設置にあたっての課題】

- ・ 公的第三者機関という第三者性の理解、一般の行政の相談窓口との違いの理解
- ・ 公的第三者機関の所管課
- ・ 救済委員の報酬・人数・人選
- ・ 相談員の雇用形態・人数

イ 運用の状況

予算の確保に関しては、こども家庭庁から発出されている子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を活用して、補助率は1/2となっている。また、予算の運用としては、令和7年度4月1日に泉南市子どもの権利救済委員会を設置したところであるため、委員報酬を除くと周知啓発に係る印刷物の発行費用の割合が多くなっている。

関係機関との連携では、救済委員会は市長と泉南市教育委員会との共同設置をしていることから、教育委員会と連携し、小中学校に訪問するなどアウトリーチによる周知を行っている。

ウ 運用に当たっての工夫の状況

相談室についての意見を相談が開始する7月以前に「せんなん子ども会議」の子ども委員に聞いた。

「ため口で話すのか、敬語で話すのか、わからない」、「壁が白すぎるので、もう少し明るくしてほしい」、「ぬいぐるみがほしい」、「めだかや金魚をかってほしい」、「音楽がなっているといい」などの意見をもとに、できることは取り入れた。

1年目ということもあり、相談がほとんどなかったため、相談員が放課後に行われている「遊び広場」や「青少年センター（放課後の居場所）」などに出かけて、救済委員会の広報やこどもの権利に関するクイズなどを出して、対面で相談員に出会う場を意識的に作った。「知らない人には相談しにくい」というこどもの意見をもとに、相談員に親しんでもらいたいという意図も含んでいる。

エ 相談救済機関を立ち上げ、運営するにあたっての課題

【子どもの権利救済委員会の制度運営】

「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません」と改正条例に定めているので、この独立性尊重義務および積極的援助義務に照らした行政としてのあり方が難しい。

【相談方法・相談時間など】

- ・ こどもの現状にあわせた相談方法や、相談時間の検討：電話相談といっても、小学生では、自由に使用できる電話をもっていないとこどもも多いので、どんな方法がこどもにとって使いやすいのかを検討する必要がある。
- ・ 学校や、既存の相談窓口からは、救済委員会が何をするとところなのかの理解が難しいと思うので、どのように信頼関係を築いていくかが課題。

オ 相談救済機関の運営にかかる今後の方針・展望

2026 年度の方針は 4 月の救済委員会会議で決定する。

いかに、中学生と出会っていくか。学校との関係をどう構築するか。

相談員のスキルアップの方法

救済委員会の広報・啓発についてなど

(9) その他、相談救済機関の設置・運営に関するご意見

AI に相談することが増えているのではないかと考えている。AI が一定程度の回答を返す中で、漠然とした不安や悩みことがあれば AI に尋ね、回答を得て気持ちを整理している可能性がある。そのため、対面や電話で相談する意義を、目的として明確にしていく必要があると感じている。

附属機関の法的整理について、こどもの相談救済機関を設置している自治体の中には、申立て先を救済機関とし、委員会が必要と認めれば制限なく職権調査が可能とする運用がなされているケースがあるが、附属機関は知事が調査を付した場合にのみ活動できるとする行政実例があり、こうした運用が附属機関の法的位置づけと整合するかについては整理が必要な論点である。国として救済機関の設置を推進する際には、この点の法的整理が必要ではないか。

第4章 調査結果のとりまとめ

1. 諸外国調査について

本事業で実施した諸外国調査では、オーストラリア・ノルウェー・韓国の3か国を対象とし、各国における国レベルと地方公共団体レベルとのこどもオンブズパーソン等の権利擁護機関の役割分担や連携の状況に着目しながら、こどもの権利救済機関の状況についてとりまとめた。

調査の結果、オーストラリア及びノルウェーでは、両国それぞれに構造は異なるものの、こどもの権利の促進や監視・アドボカシーを行う機能と個別事案の救済機能とを国と地方公共団体の異なる機関が担いながら連携を行うことで、国全体でこどもの権利救済のためのシステムを築いていることが確認された。なお、韓国については、本調査で収集された情報の中でこうした国と地方公共団体との役割分担は確認されなかった。

これらのこどもの権利救済のためのシステムの中での国と地方公共団体の連携については、国によって異なる特性が見られた。例えば、ノルウェーでは、個別の申立てに対し、地方レベル機関を介した段階的な救済ルートが設けられているが、オーストラリアでは連邦レベルの子どもコミッショナーと州レベルのコミッショナーは異なる役割を果たすものとされていた。韓国においては、個別事案への対応は基本的に最初に受理された機関で処理されることが一般的だが、自治体や教育庁の調査結果が不当であると判断される場合は国機関に陳情が可能であり、国機関が地域の判断を補完する役割を果たすと考えられる。

(1) オーストラリアの調査結果

オーストラリア（タスマニア州）では、こどもコミッショナーとオンブズマン等の機関が、その機関の果たすべき役割の分担を前提とした補完的な連携関係を構築している点に特徴が認められる。

第一に、州内におけるこどもコミッショナーとオンブズマンとの連携である。こどもコミッショナーは、主としてこどもの権利の促進・監視・アドボカシーといったシステムレベルの役割を担い、個々のこどもの状況についてより詳細な調査が必要となる場合には、調査権限を有するオンブズマンへと案件を「つなぐ」機能を果たしている。他方、オンブズマンが個別の申立てへの対応を通じて把握した問題は、制度全体の欠陥を示す情報としてこどもコミッショナー側に共有され、広範な政策提言や法改正の根拠として活用される。両者は定期的な会合を通じてシステムレベルの懸念事項を交換しており、少年司法拘禁施設におけるストリップサーチの規制強化のように、個別調査と制度改革が有機的に結びついた成果も生じている。

第二に、州レベルと連邦レベルのこどもコミッショナー間の連携である。連邦レベルの子どもコミッショナーは、申立てを処理する機能を持たず、全国的課題に関するアドボカシーや国連報告を主な任務とする一方、州レベルのコミッショナーは各州の固有課題を扱う。この二層構造のもとで、州レベルで把握された課題は、連邦レベルに「スケールアップ」されて全国的議論へと接続され、連邦レベルの調査に際しては州コミッショナーが地域情報の提供やヒアリング調整を担うなど、役割分担に基づく協働が行われている。また、両レベルのコミッショナーは、ANZCCG というネットワークを通じて共同声明や共同提言を行い、連邦政府に対する統一的なメッセージを形成している。

もっとも、こうした連携を円滑に機能させるには、各州の政治・社会状況といった「ローカルな機微」への配慮や、独立性を損なわない範囲での継続的なコミュニケーションが不可欠であることも、タスマニア州こどもコミッショナーによって指摘されている。総じて、オーストラリアの特徴は、個別救済機能と制度改革機能を担う複数の独立機関を、州内および州・連邦間でネットワーク的に結び付ける多層・水平型の連携モデルにあると評価できる。

（２）ノルウェーの調査結果

ノルウェーでは、こどもオンブズパーソン、議会オンブズパーソン、県知事相当機関（Statsforvalteren）等が、権限と機能を明確に分担しつつ、補完性の原則に基づく段階的な連携構造を形成している点に特徴がある。

第一に、こどもオンブズパーソンと個別申立て対応機関との機能分離である。こどもオンブズパーソンは、「こどものためのオンブズパーソン法」に基づき、こどもの権利の促進・監視・権利擁護および参加の促進を担うが、個別申立てへの対応機能は有していない。個別の申立ては、行政監督機関として設置された議会オンブズパーソンが受理・判断し、必要に応じて調査や勧告を行う。議会オンブズパーソンは、こども・若者向けの情報ページを設け、児童福祉、教育、医療等の対象となるものと、家庭内の金銭問題や友人関係など対象外のものを明示することで、こどもにとって利用しやすい一般オンブズパーソンとしての役割を果たしている。

第二に、地方レベル機関を介した段階的な救済ルートである。議会オンブズパーソンは、補完性の原則に基づき、個別の申立てについてはまず県知事相当機関（Statsforvalteren）への照会を推奨している。Statsforvalteren は、自治体サービスが適切に提供されているかを監督する立場から、住民（こどもを含む）からの申立てを一次的に受け付ける役割を担う。児童福祉分野では、バルネヴェルン法に基づき、15 歳以上で理解能力のあるこどもに正式な不服申し立て権が認められる一方、15 歳未満のこどもに関する懸念も、誰でも Statsforvalteren に申し立てることができる。学校の心理社会的環境についても、校長による対応が不十分な場合に Statsforvalteren が監督を行い、その決定に不服がある場合は国の教育局への不服申立てが可能とされている。

このように、ノルウェーでは、(1) 学校・自治体、(2) Statsforvalteren、(3) 教育局、(4) 議会オンブズパーソンという縦方向の段階的救済ラインが明確に制度化されている。その上で、こどもオンブズパーソンはこのラインとは別に、制度・政策レベルでこどもの権利状況を監視し、必要な改革を提言する「専門的アドボカシー機関」として位置付けられている。したがって、機関間連携は、主としてこどもオンブズパーソンが他機関の扱う事案の蓄積や統計等を参照しつつ、政策・法制度面の改善提言に反映させるという形で現れる。

総合すると、ノルウェーの特徴は、こどもオンブズパーソンを個別申立てへの処理から切り離れたうえで、Statsforvalteren および議会オンブズパーソンによる段階的救済を中核とする「縦の連携」と、こどもオンブズパーソンによるマクロな権利促進機能とを組み合わせ、明確な役割分担に基づく階層的連携モデルにあるといえる。

(3) 韓国の調査結果

韓国では、国レベルの国家人権委員会が独立してこどもの権利擁護および調査を実施する他、地方自治体レベル（一般行政の地方人権保護官、及び、児童生徒人権保護官）がこどもの権利擁護に向けた取組を行っている。また、一部の自治体では、こどもオンブズパーソン制度を導入している。ただ、自治体の人権センターに寄せられるこども関連の事案は極めて少ないこと、また、こどもオンブズパーソン制度を導入している自治体は非常に限定的であることから、現状、こどもに関する事案の大半は、国家人権委員会や児童虐待専門機関等に申請されている状況である。学校内の事案に関しては、児童生徒人権擁護官が担当している。

国と地方の権利擁護機関は、独立調査の原則に基づき、基本的には共同調査を行わず、受理した機関が対応することとしている。ただし、社会的に大きな影響を与える事案は国家人権委員会が職権調査を行うことがある等、役割期待に応じた分担が行われることもある。

今後はまず、こども基本法を通じて、関係する国や地方の機関が一体となって取組を進めていく国内の体制が構築されることが期待される。

2. 国内調査について

本調査研究事業では、相談救済機関を設置している地方公共団体に対するヒアリング調査や、相談救済機関の運用状況に関する事業報告書の内容を整理した。これはこどもの相談救済機関の設置・運用における共通の課題を整理するとともに、今後新たに機関の設置を検討する地方公共団体にとってニーズが高いと考えられる情報を明確化することを目的に実施した。

調査の結果、各地方公共団体が相談救済機関の設置・運用を行うにあたっての課題として、主に次のような点が確認された。

第一に、機関の基盤となる体制・運営にあたり、人材面等におけるリソース不足が指摘されていた。例えば、相談員として適任者を確保することが難しい（職種や年齢層の偏在など）、相談員が1名で対応しているため経験の少ない難しい相談（自殺関連やLGBTQなど）への対応に不安を抱えている等の声が聴かれた。また、救済委員は多忙で他業務との日程調整が難しいため、緊急対応等を含めた柔軟な対応が困難であることや、小規模自治体では救済委員として適任者の探索が難航すること、市の単独予算のみでの運営が厳しく国の補助事業に依存せざるを得ないといった財政的課題も挙げられた。

第二に、相談から調査・勧告に至る各機能の実効性を確保することが難しく、特に幅広い層のこどもが相談できるように複数の相談手段を確保する上でのリソース面の制約がうかがえた。具体的には、こどもがアクセスしやすいLINEやメール、手紙による相談窓口の拡充を希望しながらも、システム導入にかかる費用や、テキスト対応スキルの不足、即時対応の困難さなどを理由に、電話や面談のみにとどまっている事例が見られた。また、小中学校のGIGAスクール端末に相談フォームを設置したものの、セキュリティ上の理由から個別返信ができず、双方向のコミュニケーションが成立しないといったシステム上の壁や、こどもが自由に使える電話を持たない状況下で最適な相談手段をどう確保するかという課題も寄せられた。

第三に、外部との関係性における連携・周知にあたっては、そもそも機関の認知度が低く、こどもの権利に関する周知啓発について取り組むにあたり課題認識の高い地方公共団体が多いことが把握できた。例えば、相談実績として相談者の多くが保護者等の大人であり当事者であるこどもからの相談が少ないという現状や、「救済」という名称に敷居の高さを感じるこどもがいるといった課題が報告された。各自治体は学校での出前講座やチラシの配布などの普及啓発の取組も行われているが、カリキュラムの都合で対象学年が限定されるなどの限界がある、待機型からアウトリーチ型の周知活動へ強化したいものの具体的な方法が手探りであるなど、地域社会全体への「こどもの権利」の認知が十分に浸透していないという根本的な悩みも多く聞かれた。

こうした課題は、令和6年度の調査研究事業で把握した相談救済機関設置自治体の課題と類似性が高い。上述した課題は、多くの地方公共団体が相談救済機関を設置・運用するに

あたり共通して課題となる点であるものと整理できる。

今年度の調査では、こうした課題の解決に向けて、各地方公共団体で行われている取組・工夫の状況についても情報収集を行うことができた。

3. 今後の展望

今後、全国の地方公共団体がこどもの相談救済機関を新たに設置し、安定的に運用できるよう後押しするにあたっては、本事業で収集した、全国の相談救済機関の設置・運用の状況に係る情報を活用することが考えられる。

例えば、本事業では、相談救済機関の設置・運用にあたり直面しがちな課題に対して、各地方公共団体で行われている取組・工夫について情報収集を行うことができた。地方公共団体ごとに、相談救済機関の自治体内での位置づけや地域資源の状況が異なるため、同じ課題に対して多様なアプローチで解決を目指すこととなる。こうした主要な課題に対して、各地方公共団体がどのような対応策を講じたのか、複数の事例を選択肢として示すことは、相談救済機関の設置・検討を目指す地方公共団体にとって参照しやすく、有用だと考えられる。

また、公表情報等の整理結果（p. 24）では、全国のこどもの権利に関する条例において、地方公共団体が標準的に規定している事項や具体的な記載例を一元的に確認することができる。このため、新たに相談・救済機関の設置を検討する自治体が、条例に盛り込む内容を効率的に検討・協議する上で有益な資料となっている。

併せて、国が果たすべき役割を検討するにあたっては、諸外国調査で把握できた、国と地方公共団体との連携体制の事例や、各国の特徴に鑑みた上で、今後の日本に適した体制構築の在り方、地方公共団体にあるこどもの相談救済機関との役割分担・連携方法を検討することが求められる。